

平成23年度

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）

科学技術イノベーション政策のための科学

研究開発プログラム

提案募集のご案内

[募集要項]

独立行政法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター

平成23年7月

## 目次

I. 平成23年募集にあたっての注意事項	
1. 応募方法	1
2. スケジュール	2
3. その他	2
II. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方	3
III. 研究開発プログラムの概要	5
1. 研究開発プログラムについて	5
2. 研究開発プロジェクトについて	6
3. 研究開発プログラムのマネジメント	9
4. 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクトの評価	10
5. 留意事項	11
IV. 選考及び採択	12
1. 選考のプロセス	12
2. 選考体制	12
3. 選考にあたっての主な基準	13
V. 応募の要領	14
1. 提案者の要件	14
2. 提案書様式	14
3. 応募方法	14
VI. 研究開発プロジェクトの実施にあたって	16
1. 実施計画	16
2. 実施体制	16
3. 実施拠点	17
4. 研究契約と知的財産権の帰属	17
5. 研究代表者の責務	17
6. 実施機関の責務等	18
7. 委託研究費の使途	19
8. 海外の機関に所属する方がプロジェクトの主たる実施者として参加する場合..	20
VII. 応募に際しての注意事項	21
1. 競争的資金制度について	21
2. 研究開発等の実施機関における研究開発費等の適切な 管理・監査体制整備等について	25
3. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	26
4. その他	27
VIII. 平成23年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案公募Q&A	28
IX. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	31
X. 研究開発プロジェクト提案書の記入要領	41
別添1：「科学技術イノベーション政策のための科学」の方針	57
別添2：科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業の全体像	60
別添3：科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基本構想	61
別添4：主な用語・概念について	69
別添5：キーワード表	70
別添6：研究分野表	72

# I. 平成23年度の提案募集にあたってのご注意

## 1. 応募方法

- 提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。  
「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として応募する提案者は、e-Radに研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを取得する必要があります。（グループリーダーは、応募時には研究者情報が登録されていなくても構いませんが、採択された場合には登録していただきます）。
- e-RadのログインID、パスワードの取得にあたっては、1) 機関に所属する提案者については、e-Radにおける「研究機関」の登録と研究機関の事務担当者による提案者の「研究者情報」の登録が、2) 機関に所属していない提案者については、e-Radにおける「研究者情報」の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記e-Radポータルサイトを参照してください。なお登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

<府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト>

<http://www.e-rad.go.jp/>

<社会技術研究開発センターホームページ 「研究開発プログラム提案募集について」>

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

- 「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。なお、1人の方が研究代表者として応募できる提案は、1件のみです。また、本年度に社会技術研究開発センターにて募集を実施した下記の研究開発プログラムに応募された方は、本研究開発プログラムに応募することはできません。

研究開発プログラム
「問題解決型サービス科学」
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

## 2. スケジュール

本研究開発プログラムの選考の主なスケジュールは、以下の通りです。

<下表に記載の日付は、全て平成23年>

研究開発プロジェクト募集開始	<u>7月5日(火)</u>
研究開発プロジェクト応募受付締め切り (府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による受付期限日時)	<u>8月29日(月)</u> <u>正午&lt;厳守&gt;</u>
書類選考期間	9月(予定)
書類選考結果の通知	面接選考会の1週間前 までにご連絡いたします
面接選考会日程	10月17日(月)
採択の通知・発表	10月中(予定)
研究開発プロジェクトの開始	11月以降

ご注意) 下線を付した日付は、確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる  
こともあります。

## 3. その他

- 今回の提案募集に関する一般的な注意事項は、本要項の「VII. 応募に際しての注意事項」(21～27ページ)に記載しています。
- 今回の提案募集に関する新しい情報は、随時下記の「研究開発プログラム提案募集ホームページ」に掲載しますので、あわせてご参照ください。
- 今回の提案募集に関するお問い合わせ先は、下記の通りです。

### 【お問い合わせ先】

お問い合わせは、なるべく電子メールでお願いします。

また、研究開発プログラム提案募集ホームページに、最新の情報を掲載しますのでご参照ください。<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

独立行政法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター 企画運営室 公募担当

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエアビル5階

E-mail : [pub-t@jst.go.jp](mailto:pub-t@jst.go.jp)

Tel. 03-5214-0132 (受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00※)

Fax. 03-5214-0150

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

◆最新の情報は、研究開発プログラム提案募集ホームページをご覧ください。

## Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括：森田 朗 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

少子高齢化やエネルギー問題に加えて、厳しい財政状況にあるわが国が、今後も発展を続けていくためには、これまで以上に新たな科学的成果を生み、それを社会に実装することによって成長を図っていかねばなりません。まさに、「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新」（平成22年12月24日 総合科学技術会議 諮問第11号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申）という意味における「科学技術イノベーション」を実現することが、現在のわが国には、何よりも求められているといつてよいでしょう。

しかし、今回の東日本大震災後においてとくにいえることかもしれませんが、わが国の科学技術の世界に対して、社会から厳しい目が向けられていることも事実です。厳しい財政の下で多額の研究開発費が投入されてきたにもかかわらず、科学技術イノベーションに結びついていないのではないかという批判が強くなっています。

それはなぜなのか？ 基礎的な研究においては、多くの優れた研究者がおり、多数の研究機関もあります。にもかかわらず、それが科学技術イノベーションに結びついていないとするならば、それは科学技術研究の成果を、新しい経済的、社会的、公共的な価値の創造と社会システムの変革につなげる仕組みや過程に問題があるといえるのではないのでしょうか。そして、それはまさしく科学技術イノベーションを生み出すための「政策」が有効ではなかったことによると思われる。

有効な科学技術イノベーション政策を策定するためには、基礎的な研究からイノベーションにつながる一連のシナリオを想定し、その実現に向けて、資源を効率的に配分しながら、効果的な政策を打ち出していくことが必要です。そのためには、科学技術イノベーションの過程に関する理解を深めること、そして、その知見及び関連する政策の検証・評価を新しい政策の形成プロセスに取り入れて、より効果的な政策を生み出す仕組みを構築していくことが必要です。そして、こうした知見に基づいて、科学技術イノベーション政策そのものを科学的に形成する手法を開発することが必要なのです。

この研究開発プログラムでは、このような認識から、過去の研究・取り組みの成果や教訓を踏まえたうえで、現実の政策形成プロセスに影響を与える新しい科学的成果の創出を期待します。

それは、まず第1に、基礎研究からその成果の実装を実現する制度や過程を示したものでなければなりません。単なる過去の事例の分析や分析手法の開発だけでは不十分です。

したがって、第2に、それは、社会の変革をもたらす制度改革に結びつくものでなければならぬことから、一つの学問分野だけではなく、また自然科学の研究者だけではなく、人文・社会科学の専門家や実務家も加わった複合的・実践的な研究であって、多様な視点からの考察による課題の構造化と実装可能な制度デザインの提示が期待されています。

そのため、第3に、研究を実施する体制も多分野の専門家が一体となって活動することが必要であり、そのための研究マネジメントの体制もしっかりとしたものでなければなりません。

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

そして、第4に、当然のことですが、政策のための科学をめざしていることから、科学の一つとして、主張は、エビデンスに基づき、明確な論理に基づいて構成されていなければなりません。単なるデータの解析による説明ではなく、現実の世界で応用できるより一般的な考え方が求められています。

第5に、研究開発プログラムですが、研究とともに、これから科学技術イノベーション政策の立案実施を担う人材の育成に結びついた研究であることも必要です。研究成果は、将来の教材として活用されることが期待されています。

第6に、地球規模の問題や研究開発のオープン化、グローバル化が急速に進行している現状をふまえば、テーマに応じて国際的な視点や連携を効果的に取り入れていくことも重要です。

この研究開発プログラムのテーマは、政策決定のあり方という根幹的なシステムに関する重要な課題として検討されてきましたが、東日本大震災がもたらした経済的、社会的影響を受けて、科学技術やそれに関わる意思決定のあり方が問われている現在、その意味付けはさらに重みを増しています。プロジェクトの提案においても、今次震災後の政府、科学コミュニティの対応等に係る検証、反省等も適宜踏まえつつ、構想において、大震災後の社会的ニーズや重要課題、科学技術イノベーション政策上の課題を的確にとらえることが重要な視点となるものと考えます。

取り組むべき課題は決して容易ではありませんが、このプログラムが、新たな政策形成プロセスの構築に向けて重要なプラットフォームとなり、今後を担う人材の育成とコミュニティの拡大に向けて有意義な材料を提供できるよう、マネジメント側も力を注いでいきたいと考えています。若手を含む多様な方々からの提案を歓迎します。

### Ⅲ. 研究開発プログラムの概要

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」の概要は以下の通りです。本研究開発プログラムの目的や方向性、位置付け等に関しては、別添1～3（「科学技術イノベーション政策のための科学」の方針等）もご参照ください。

また、以下に記載される主な用語や概念については、別添4.「主な用語・概念について」をご参照ください。

#### 1. 研究開発プログラムについて

##### 1-1. 背景・意義

近年、地球温暖化やエネルギー、感染症、少子高齢化等、広範かつ複雑な社会的問題が顕在化しています。それらの問題解決に向けた取り組みにおいては、先端的な研究や技術開発の貢献が期待される一方、あわせて、研究開発成果等の活用等を通じた新しい経済的、社会的・公共的な価値の創造により社会のシステムの変化を促すイノベーションの重要性が指摘されています。このため、問題解決に向けて効果的に研究開発を推進していくためには、科学技術政策に加えて、関連するイノベーション政策も幅広く含めた「科学技術イノベーション政策」を、産業政策や経済政策、教育政策、外交政策等の重要政策と密接に連携させつつ、戦略的に展開していくことが急務となっています。

限られた資源をより効率的に活用しつつ、戦略的に科学技術イノベーション政策を展開するためには、経済・社会等の状況、社会における課題とその解決に必要な科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握、分析し、それらの客観的根拠（エビデンス）に基づき、合理的なプロセスにより政策を形成するとともに、政策形成過程の透明性を高め、国民への説明責任を果たしていくことが必要です。

一方で、科学技術イノベーション政策においては、所期の目標の達成に不確実性が伴うことや目標の達成までに長期的な取り組みが必要なことなどから、政府研究開発投資をはじめとした政策の経済や社会への影響を客観的・定量的に把握し、政策の効果を評価することには、かなりの困難が伴います。また、科学技術の進歩とイノベーションの進展の因果関係やそのプロセスにおける政策の効果や影響についても十分な理解が進んでいるとはいえません。

このような背景や問題意識のもと、文部科学省では「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」（以下、「『政策のための科学』推進事業」という。）を立ち上げ、「政策課題対応型調査研究」、「公募型研究開発プログラム」、「基盤的研究・人材育成拠点の形成」、「データ・情報基盤の構築」を推進することとしました<sup>1</sup>。

社会技術研究開発センターでは、上記の「公募型研究開発プログラム」として「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」（以下、「本プログラム」という。）を設置し、社会的問題の解決に資する科学技術イノベーション政策の形成に向け、客観的根拠に基づく合理的な政策形成プロセスを構築するための研究開発を推進します。

---

<sup>1</sup> 「政策のための科学」推進事業及び各取り組みについては、ホームページ <http://crds.ist.go.jp/seisaku/> でもご案内しています。

## 1-2. 目的

客観的根拠（※）に基づく科学技術イノベーション政策の形成に中長期的に寄与することを目的とします。

上記の目的のために、研究開発プロジェクトを公募し、

- 現実の政策形成に活用しうる新たな解析手法やモデル分析、データ体系化ツール、指標等の研究開発を推進します。
- 幅広い分野と関連する学際的分野で、関与する研究者の層を広げます。あわせて、その活動状況を社会へ広く発信し対話の場を作り、コミュニティ・ネットワークの拡大を図ります。

※ 別添4.「主な用語・概念について」（69ページ）をご参照ください。

## 1-3. 設置期間

設置期間は、平成23年度から平成29年度の延べ7年間とし、4年度にわたる新規採択を想定しています。

## 2. 研究開発プロジェクトについて

### 2-1. 対象とする研究開発プロジェクト

本プログラムで公募する研究開発プロジェクトについては、以下のような成果や研究開発アプローチ等を求めます。なお、研究開発のカテゴリーや要素については「2-4. 研究開発カテゴリーの例示と取り組みの要素」（8ページ）に記載します。

- (1) 国や地方自治体の政策形成プロセス及び大学・シンクタンク・産業界・NPO・市民など幅広い主体における政策提言等の政策形成に関わる取り組みなど、現実の政策形成における活用をめざす実践的な研究開発を対象とします。第5期科学技術基本計画策定時などの中長期の政策形成において成果等が活用されるものを想定します。
- (2) 人文・社会科学と自然科学の双方にまたがる知見を活用した分野横断的な研究開発を進めること、研究開発の一環として現場における実践的な取り組みや政策形成への活用を前提としたシミュレーションを行うこと、研究開発の適切な段階で研究者と政策担当者等の関与者が協働すること、国際的な動向にも留意しつつ関連する他の取り組みとの連携を図ること等、政策や社会への実装・定着が可能な成果を創出するための研究開発アプローチを求めます。
- (3) 研究開発プロジェクトの実施が必要とされる背景にある社会の問題や政策形成における課題を客観的な根拠に基づいて把握した上で、それらの改善に向けて必要な取り組み、成果等の寄与の道筋や成果実装の担い手を具体的に想定した計画であることを求めます。その際、科学技術イノベーション政策策定への寄与に加えて、具体的な社会の問題の解決に対する寄与や他の公共政策への展開可能性を期待します。

- (4) 研究成果は社会の共有資産として、国の行政機関での利用をはじめとして、地方公共団体、教育研究機関、メディア等多様な主体において利用されることを期待します。

## 2-2. 期間・研究開発費

### ◇ 研究開発プロジェクトの実施期間

1年半～3年とし、研究開発の内容に応じて調整します。

### ◇ 研究開発費

15～20百万円未満/年

研究開発費については、各研究開発プロジェクトの内容及び採択方針に応じて、柔軟に取り扱います。また、研究開発プロジェクトの進捗等に応じて、適宜、適正化を図ります。

### ◇ 公募の実施、採択件数

各年度、数～十件程度の新規課題採択を想定しています。応募頂いた研究開発プロジェクトの内容・状況により、年度ごとに柔軟に判断します（計4回の募集を実施予定）。

### (参考) プロジェクト企画調査について

本プログラムでは、研究開発プロジェクト提案として応募されたもののうち、構想としては優れていても研究開発プロジェクトとして実施するためにはさらなる具体化が必要なものについて、「プロジェクト企画調査」として採択することがあります。なお、「プロジェクト企画調査」としての提案は募集いたしません。

◇ プロジェクト企画調査の期間、調査費： 単年度、数百万円以下

◇ プロジェクト企画調査として採択された場合は、単年度（平成23年度は11月～3月末の5ヶ月未満を予定）で企画を具体化するための企画調査を実施し、次年度以降に再度、研究開発プロジェクトの提案として応募することが期待されます。なお、応募された提案は、他の提案と同様に審査されます。

## 2-3. 研究開発プロジェクトの実施体制

研究開発プロジェクトを実施するにあたっては、様々な学問分野にまたがる研究者や、必要に応じて企業、行政機関、各種法人、市民団体などの参画を得て、効果的な研究開発体制を構築することが求められます。研究代表者は、それらの参加者を統括し、研究開発の実施期間を通じてリーダーシップを持って自ら研究開発を推進していただきます。（研究代表者は、この責務を果たせる方であれば、職業研究者であるかどうかは問いません。ただし、研究代表者自らが、国内の組織・団体等に所属して当該組織・団体等において研究開発を実施する体制を取ることが必要です。）

## 2-4. 研究開発カテゴリーの例示と取り組みの要素

本プログラムにおいては、以下の4つのカテゴリーにおける【中長期に政策形成に寄与する手法・指標等の研究開発】を対象とします。

なお、以下の整理にとらわれず、これらのカテゴリーを包括的・横断的に扱う研究開発プロジェクトや記載された以外の研究開発プロジェクトについても、本プログラムの目的や「2-1. 対象とする研究開発プロジェクト」（6ページ）に合致するものであれば対象とします。

また、特定の事例や分野（環境や医療、安全・安心等）を研究開発の主な対象として取り組む場合であっても、その成果等を一般化・構造化することにより、科学技術イノベーション政策上の他の分野・対象においても活用することを目指す研究開発プロジェクトについては対象とします。

### ① 戦略的な政策形成フレームワークの設計と実装

科学技術イノベーション政策全体の戦略性を高めるための政策形成過程に関連する研究開発（フレームワーク・仕組みの設計、方法論の開発等）が含まれます。政策形成プロセスを進化させるためには、政策の概念化・構造化を行うとともに、社会的課題を抽出・設定し、戦略の立案、戦略の事前・事後評価、見直し、次期戦略形成への反映など、現実の政策形成過程においてPDCAサイクルを機能させる仕組みの設計とそのための方法論の開発が必要となります。

当該カテゴリーに関わる取り組みの目指すところとして、目指すべき国の姿（政策の大目標）の提示、科学技術イノベーション政策で取り組むべき重要課題の設定、実効性のある科学技術イノベーション政策の推進体制の構築等が挙げられます。

### ② 研究開発投資の社会経済的影響の測定と可視化

政府の研究開発投資が社会・経済へ及ぼす影響を把握することを目的とする研究開発が含まれます。不確実性の高さや長期的視野の必要性から、科学技術イノベーション政策の効果・影響を評価することは非常に困難である一方、政府の科学技術イノベーションへの投資に対する説明責任がますます求められています。そのようなニーズに対応するため、科学技術とイノベーションの関係やそのプロセス、特に政策との関係を包括的に理解し、これまでとは異なる形でできるだけ定量的に経済・社会への影響を把握するための努力を続ける必要があります。

当該カテゴリーに関わる取り組みの目指すところとして、研究開発投資の目標の明確化、重要課題への対応と基礎研究の抜本的強化、政策のPDCAサイクルの実効性の確保等が挙げられます。

### ③ 科学技術イノベーションの推進システムの構築

科学技術イノベーション政策を推進するシステム（制度・体制等）のあり方と推進システムの科学技術イノベーション過程への影響の把握を目的とするものです。推進システムには、人的資源のマネジメント（人材の需給構造等）、研究インフラのマネジメント（施設・設備、研究資源、知財等）、研究組織・ネットワーク（産学連携等）、研究開発プロジェクトのマネジメン

ト等、上述の「研究開発投資の社会経済的影響の測定と可視化」における資金配分などの資金に関するマネジメント以外のものをすべて対象として含みます。

当該カテゴリーに関わる取り組みの目指すところとして、科学技術人材の育成、科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革、国際水準の研究環境及び基盤の形成等が挙げられます。

#### ④ 政策形成における社会との対話の設計と実装

科学技術イノベーション政策に関連して、政策形成において社会の参画を促進するための仕組みの設計・方法論の開発と、実際の政策形成プロセスにおける活用を目的とするものです。科学技術が社会・経済に広く浸透している現在、社会との対話を通じた課題抽出、合意形成、政策効果の社会への説明等を適切に行うことが必要であり、そのための方法論の開発や試行にとどまらず、現実の政策形成における活用が喫緊の課題となっています。

当該カテゴリーに関わる取り組みの目指すところとして、科学技術イノベーション政策の企画立案及び推進への国民参画や、科学技術に関連する倫理的・法的・社会的課題への対応、科学技術コミュニケーション活動の促進等が挙げられます。

### 2-5. 対象としない研究開発要素のイメージ

本プログラムで対象としない研究開発プロジェクトのイメージは、原則として以下の通りです。

- (1) 現実の政策形成における活用を目的とせず、学術的成果のみを志向するもの
- (2) 情報通信技術やシミュレーション技術や関連するソフトウェア開発等、理工学的な要素技術の研究開発やそれらの制作を主目的とするもの
- (3) 調査、データ収集や測定のみを実施するような、研究開発の要素に乏しい取り組み

※ なお、「政策のための科学」推進事業内の「データ・情報基盤」及び「政策課題対応型調査研究」において実施される取り組みや調査研究は本プログラムの対象からは除きますが、これらに関連するものであっても、中長期に政策形成に寄与する新たな手法・指標等の研究開発を目的とするものは対象となります。

### 3. 研究開発プログラムのマネジメント

- (1) 本プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、マネジメントを行います。
- (2) プログラム総括に対し専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置きます。プログラムアドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して構成します。
- (3) プログラム総括、プログラムアドバイザー、事務局が一体となり、研究開発プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や関係

者の交流を行います。

- (4) プログラム総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクトの再編を含む見直しを行います。
- (5) 本プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、「政策のための科学」推進事業の方針や進捗状況に応じて、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応します。
- (6) アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、Web等での情報発信など）を積極的に行います。
- (7) 外部関係者との人的ネットワークを構築します。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで取ることができるよう、積極的に働きかけます。

なお、上記のマネジメントに際しては、「政策のための科学」推進事業の中での本プログラムの役割・位置付け等を踏まえ、「政策のための科学」推進事業内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、進捗状況や成果に関する情報共有を図ります。

#### 4. 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクトの評価

社会技術研究開発センターは、本プログラム及び研究開発プロジェクトを対象とした評価を行います。

##### 4-1. 研究開発プログラムの評価

- (1) 本プログラムについては、一定期間経過した時点で評価を実施します。
- (2) 評価は、外部有識者により構成される評価委員会が行います。

##### 4-2. 研究開発プロジェクトの評価

- (1) 研究開発プロジェクトの提案は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。その結果に基づいて、社会技術研究開発センターは実施する研究開発プロジェクトを選定します（事前評価）。
- (2) 全ての研究開発プロジェクトについて事後評価を実施します。
- (3) 全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発終了後一定期間を経たのち、追跡調査を行い、その結果に基づき追跡評価を実施します。
- (4) 事後評価及び追跡評価は、外部有識者により構成される評価委員会が行います。

## 5. 留意事項

- (1) 本プログラムの特性・位置付け等を踏まえ、得られた成果を現実の政策形成プロセスにおいて積極的に活用していくためには、社会・行政からのニーズを適時的確に本プログラムに反映させるとともに、本プログラム全体の運用及び個々の研究開発プロジェクトのマネジメントに当たり、政策当局をはじめとした関係者との緊密な連携を図っていくことが重要です。また、個々の研究開発プロジェクトの成果創出にとどまらず、関連する、あるいは過去の成果・教訓等を踏まえた上で、本プログラム全体としての成果の集約・構造化を図ることが重要です。このため、本プログラムの推進に際しては、関係機関や外部専門家の参画を得て、プログラム全体としてのニーズ把握及び成果の集約・構造化及び発信に必要な体制を構築するとともに、各研究開発プロジェクトにおいても、適切な段階での政策担当者との協働及びプログラム全体の成果の集約・構造化及び発信等の取り組みへの協力を求められます。
- (2) 対象となる分野は諸外国に比して研究者の層が十分に厚いとは言えない状況であることから、研究開発プロジェクトの公募やネットワーク構築のための取り組みにより、幅広い分野と関連する学際的分野において研究者の層を広げていくことが重要です。このため、若手の登用、他分野からの参入等を積極的に推進するとともに、各研究開発プロジェクトの実施に際しても、人材育成や将来のキャリアパス展開の観点に留意することが求められます。
- (3) 研究成果は社会の共有資産として、国の行政機関での利用をはじめとして、地方公共団体、教育研究機関、メディア等多様な主体において利用されることが期待されています。このため、特に研究開発の過程でデータ類を作製する場合には、研究開発プロジェクト実施期間または終了後に、それらデータが「政策のための科学」推進事業の「データ・情報基盤」等において集約されることが想定されています。

## IV. 選考及び採択

### 1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類（一次）選考とその合格者に対する面接（二次）選考の二段階で実施し、「3. 選考にあたっての主な基準」（13ページ）を基に総合的に判断します。

- (1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究代表者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせいたします。面接選考では、研究代表者に自ら研究開発プロジェクトの構想を説明していただきます。
- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度研究代表者に通知いたします。
- (3) 選考スケジュールは、「I. 平成23年度の提案募集にあたってのご注意、2. スケジュール」（2ページ）をご参照ください。日程の詳細、変更等については、下記ホームページ上にてお知らせいたします。

ホームページの URL: <http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

### 2. 選考体制

選考は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて J S T は研究代表者およびその実施する研究開発プロジェクトを選定いたします。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

- (1) 公正で透明な評価を行う観点から、J S T の規定に基づき、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。
  - a. 提案者と親族関係にある者。
  - b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
  - c. 提案者と緊密な共同研究を行うもの。  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクト提案の中での研究分担者など、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
  - d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
  - e. 提案者の研究課題と直接的な競争関係にある者。
  - f. その他 J S T が利害関係者と判断した場合。
- (2) 選考に係わったプログラムアドバイザー等の氏名は、採択する提案の発表時に公表します。

### 3. 選考にあたっての主な基準

#### 【必須要件】

(課題の把握と創出しようとする成果)

- ① 研究開発プロジェクトの実施が必要とされる背景にある社会的問題や政策形成における課題、ボトルネックなど、取り組むべき課題を適切な根拠に基づいて的確に把握しているか
- ② 研究開発プロジェクトの実施期間中に創出しようとする成果や、その成果実装の担い手が具体的にイメージされているか
- ③ 客観的な根拠に基づく合理的な政策形成プロセスの実現に向けて、この研究開発プロジェクトの成果が果たしうる役割が明確か
- ④ 類似の、または関連する内外の取組の動向を整理し、それらとの関係（補完、協力、相違等）を明らかにした構想となっているか
- ⑤ 新規なアプローチにより、政策形成や社会へのインパクトをもつ成果の創出が期待できるか

(実施計画)

- ⑥ 創出される成果を、政策や社会へ実装・定着するための研究開発アプローチが盛り込まれているか
- ⑦ 研究開発プロジェクトの目標の達成に向けて、マイルストーン、PDCA等を考慮した現実的な計画が立案されているか

(体制)

- ⑧ 研究開発プロジェクトの実実施計画に対して適切な実施体制が整備されているか
- ⑨ 研究代表者が計画を推進する上で十分な経験または熱意を持っており、責任をもって研究開発を遂行できるか

(予算計画)

- ⑩ 提案に対して予算規模や予算配分が適切であるか

#### 【加点要素】

- ① 人文・社会科学及び自然科学を含む分野横断的な取り組みとなっているか
- ② 科学技術イノベーション政策策定への寄与に加えて、具体的な社会の問題の解決に対する寄与や他の公共政策への展開可能性があるか
- ③ コミュニティの拡大や人材育成を考慮した提案となっているか

※ 上記のほか、「Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」（3～4ページ）、「Ⅲ. 研究開発プログラムの概要」（5～11ページ）も踏まえて選考します。

※ 研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは「Ⅶ. 応募に際しての注意事項」（21～27ページ）をご参照ください。

※ グループリーダー（研究開発プロジェクトの実施の項目ごとに編成されたグループで中心的な役割を果たす参加者）とそのグループについては、選考にあたってプログラム総括とプログラムアドバイザーがその必要性等を十分に検討いたします。その結果、提案とその代表者は採択されても、研究開発プロジェクトの実施体制の見直しをお願いすることがあります。

## V. 応募の要領

### 1. 提案者の要件

研究開発プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。提案者の要件は以下の通りです。

- (1) 構想を実現するために効果的に研究開発プロジェクトを推進し得るチーム（数名～20名程度）を編成し、リーダーシップを持って自ら研究開発を推進する方。
- (2) 研究代表者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ることに。  
(注1) 「国内の機関」とは、国内の大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「VI. 研究開発の実施にあたって 6. 実施機関の責務等」（18ページ）を参照してください。  
(注2) 以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。
  - ・ 国内の機関に所属する外国籍の方。
  - ・ 現在、特定の機関に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な方。
  - ・ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な方。
- (3) 研究開発プロジェクトの実施期間を通じ、チームの責任者として研究開発の全体に責務を負っていただける方。例えば、研究開発の実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いことが求められます。
- (4) JSTは研究代表者に採択された場合には、その所属組織と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費等が使用できませんのでご注意ください。

### 2. 提案書様式

「X. 研究開発プロジェクト提案書の記入要領」（様式1～10）（41～56ページ）で、記入いただきたい内容を説明しています。その説明を参考に、提案書様式に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

### 3. 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から提案書様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へアップロードし、ご応募ください。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募は受付できません。

具体的な方法については、「IX. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（31～40ページ）を参照してください。

<府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ポータルサイト>

<http://www.e-rad.go.jp/>

<募集期間>

平成23年7月5日(火)～8月29日(月)正午 ※締切厳守

<お問い合わせ先>

応募に関するお問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

独立行政法人 科学技術振興機構

社会技術研究開発センター 企画運営室 公募担当

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 5階

E-mail : [pub-t@jst.go.jp](mailto:pub-t@jst.go.jp)

Tel. 03-5214-0132、Fax. 03-5214-0150

また、本プログラムの追加情報、及び募集要項と提案書様式のダウンロードは下記ページからも可能です(アップロードは府省共通研究開発管理システム (e-Rad) から行ってください)。

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

## VI. 研究開発プロジェクトの実施にあたって

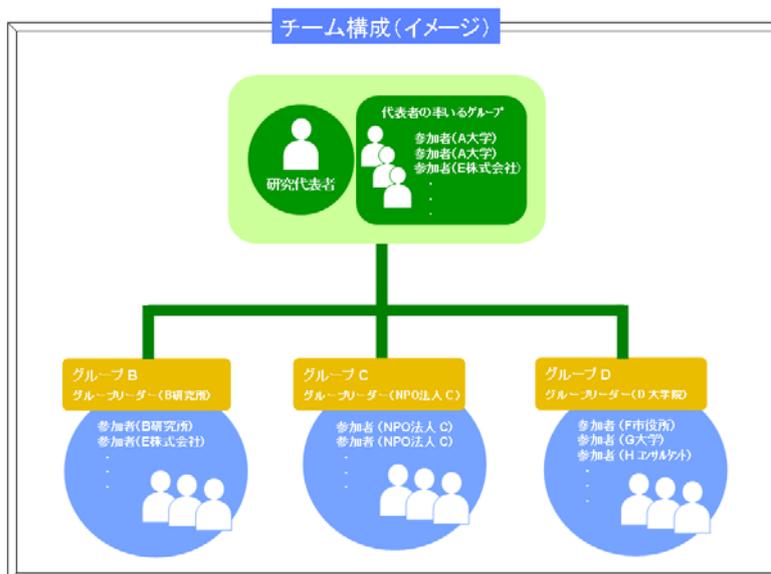
### 1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者には、研究開発プロジェクトの研究開発期間を通じた「全体研究開発計画書」を作成していただきます。また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成していただきます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。
- (2) 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括はプログラムアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常の研究開発プロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- (3) プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、研究開発プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- (4) プロジェクト企画調査（単年度）として採択された場合も、上記に準じます。

### 2. 実施体制

#### (1) 研究開発プロジェクト

- a. 社会技術研究開発では、研究代表者を中心として研究開発を進めていただきます。研究代表者には、自らの研究開発構想を実現するために、数名～20名程度からなる研究開発チーム（研究開発を行うため、問題解決に取り組む人々と研究者が協働する集団）を編成し、研究開発を実施していただきます。
- b. 研究開発チームには、研究代表者の所属する機関の研究開発実施者のみならず、他の実施者が所属する機関等を含めることも可能です。
- c. J S Tは、研究代表者や他の実施者の所属する機関等と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに研究開発実施者、あるいはその補助者等を研究開発費の範囲内で雇用し、研究開発チームに参加させることが可能です。



## (2) プロジェクト企画調査

プロジェクト企画調査の体制は、研究開発プロジェクトに準じます。ただし、企画調査の実施体制は、チームでなく個人でも結構です。

## 3. 実施拠点

研究開発あるいは企画調査は、実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

## 4. 研究契約と知的財産権の帰属

- (1) 採択後、JSTは研究代表者及び主たる実施者（※）の所属する機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 主たる実施者とは、チームを構成する研究開発または企画調査の実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。

- (2) 研究開発または企画調査の実施機関において、JSTとの委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発費等が使用できないことがあります。詳しくは、「6. 実施機関の責務等」（18ページ）を参照してください。
- (3) JSTは、委託研究契約に基づき、委託研究費の直接経費の30%を上限とする間接経費を、実施機関に対して別途支払います。
- (4) 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、実施機関に帰属します。

### (補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業はJSTが機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においてはJST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

## 5. 研究代表者の責務

- (1) 研究開発プロジェクトの推進及び管理

自らの研究開発プロジェクトの推進に必要なマネジメントや成果等について、チーム全体の責任を負っていただきます。チーム内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また、計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応を行ってください。

- (2) 研究開発費の管理  
チーム全体の研究開発費の適切な管理（資金計画と進捗度管理等）をしてください。
- (3) 研究開発プロジェクトで雇用される実施者への配慮について  
チームのメンバーや、特に研究開発費で雇用する研究員等の勤務環境・条件に配慮してください。
- (4) 研究開発成果のアウトリーチ活動について  
国費による研究開発であることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。研究開発プロジェクトの実施に伴い、得られた研究開発成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行ってください。併せて、J S Tが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究開発成果を発表してください。  
また、当センターの構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などにご協力いただきます。
- (5) J S Tと所属機関との契約、その他J S Tの諸規定等に従っていただきます。
- (6) 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の評価、J S Tによる経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応をお願いします。
- (7) 研究開発プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

## 6. 実施機関の責務等

J S Tが委託研究契約を締結する研究開発または企画調査の実施機関の要件・責務等は、以下の通りです。

以下を踏まえ、応募に際しては、必要に応じて、関係する実施機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

- (1) 研究開発費または企画調査費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として実施機関に執行していただきます。
- (2) 委託研究契約書及びJ S Tが定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、委託研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行っていただきます。また、J S Tに対する所要の報告等、及びJ S Tによる経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- (3) 効果的な研究開発推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力ください。
- (4) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）が適用されて実施機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、J S Tに対して所要の報告をしていただきます。また、第三者に譲渡される際は、J S Tの承諾を得ることが必要となっております。
- (5) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、実施機関に帰属する旨の契約を当該研究開発等に参加する実施者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。
- (6) 委託研究契約が締結できない場合には、当該実施機関では研究開発費または企画調査費を使用できないことがあります。
- (7) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年

2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、実施機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合には対応いただきます。

- (8) J S Tは、営利機関等（民間企業及びJ S Tが指定する機関）との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を行います。この審査結果によっては、J S Tが特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合などは、委託が不可能と判断され、当該実施機関では研究開発費または企画調査費を使用できない場合があります、その際には実施体制の見直し等をしていただくことがあります。

## 7. 委託研究費の使途

研究開発費・企画調査費には、いずれも「直接経費」と「間接経費」の2種類の経費があります。研究開発費・企画調査費は、原則としてその全額を委託研究費として、研究代表者及び主たる実施者の所属する機関に執行していただきます。

### (1) 研究開発費（直接経費）

- (ア) 委託研究費（直接経費）とは、当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

	大項目	中項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	設備備品費	新たに設備・備品・消耗品を購入するための経費
		消耗品費	
	人件費・謝金	人件費	当該研究開発を遂行するために新たに雇用する者の人件費
		謝金	講演依頼謝金など
	※実施機関にもともと雇用されている方（既存の教員、職員、社員等）に人件費や謝金を支出することは出来ません。		
旅費	旅費	研究代表者や研究開発実施者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費など	
その他	上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費 以下は、具体例 ・研究開発成果発表費用（論文投稿料、HP作成費用等） ・外注費（再委託に該当するものを除く） ・機器リース費用、運搬費（専ら当該研究開発に使用する設備等に関するもの）		

- (イ) 以下の経費は委託研究費（直接経費）として支出できません。

- ① 当該研究開発プロジェクトの目的に合致しないもの
- ② 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

- (ウ) その他、委託研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な使途がある場合は、J S Tへお問い合わせください。

(2) 企画調査費（直接経費）

(ア) 企画調査費（直接経費）とは、当該企画調査の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

	大項目	中項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	消耗品費	新たに消耗品を購入するための経費
	人件費・謝金	謝金	講演依頼謝金など ※実施機関にもともと雇用されている方（既存の教員、職員、社員等）に謝金を支出することは出来ません。
	旅費	旅費	研究代表者や企画調査実施者の旅費、当該企画調査の遂行に直接的に必要な招聘旅費など
	その他	上記の他、当該企画調査を遂行するために必要な経費 以下は、具体例 ・外注費（再委託に該当するものを除く）	

(イ) 以下の経費は委託研究費（直接経費）として支出できません。

- ① 当該プロジェクト企画調査の目的に合致しないもの
- ② 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

(ウ) その他、委託研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な使途がある場合は、JSTへお問い合わせください。

※ JSTは、直接経費に加え、当該委託研究に関して実施機関にて必要となる管理費等として、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）の間接経費を別途措置して支払います。

※ JSTでは、研究機関に対して研究費の柔軟かつ効率的な執行を要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。なお、府省共通経費取扱区分表は以下に掲載しております。

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

## 8. 海外の機関に所属する方がプロジェクトの主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している者が海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加することが可能です。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。
- b. 当該機関とJSTとの間で、一定の条件（※）を満たす契約を締結できること。

なお、海外での研究開発を希望される場合は、提案書（様式10）に海外での実施が必要な理由を記載してください。

※一定の条件：少なくとも下記の2条件が満たされる必要があります。

ア. 当該海外機関への間接経費の支払いが、直接経費の30%を超えないこと。

イ. 当該海外機関とJSTとの間で、知的財産権の共有ができること。

(研究代表者は、国内の研究開発実施機関に所属することが求められます。「V. 応募の要領 1. 提案者の要件」(14ページ)を参照してください。)

## Ⅶ. 応募に際しての注意事項

### 1. 競争的資金制度について

#### (1) 不合理な重複・過度な集中に対する措置

##### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

##### ② 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究充当率）（※）に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

##### ※ エフォート（研究充当率）について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動・管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（下記エフォートの考え方参照）

### エフォートの考え方

エフォートの定義について

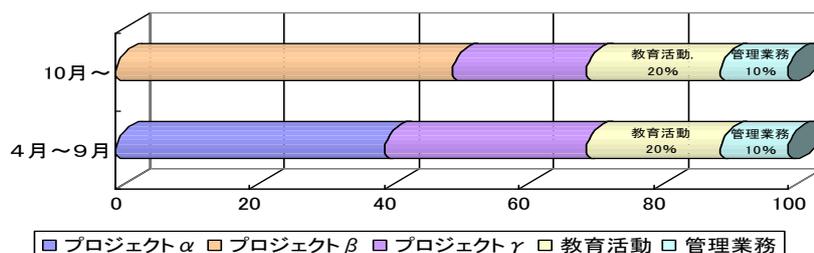
○ 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。

○ 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割割」を記載していただくことになります。

○ なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

○ したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



○ このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

### ③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

### ④ 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費（研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く）の配分を受けることができませんので留意願います。

## (2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

- 科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます（様式9）。

これらの提案内容やエフォート等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合があります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本

事業での提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻頭のお問合せ先まで速やかに連絡してください。

### (3) 不正使用及び不正受給への対応

#### ○ 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

#### ○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加（※）の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

不正使用等の内容	制限の期間（不正が認定された年度の翌年度から）
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・ 本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用（2年） ・ 本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用（3年） ・ 研究等に関連しない用途に使用（4年） ・ 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出（4年） ・ 個人の利益を得るための私的流用（5年）
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

※ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

※ 不正使用等が認定された当該年度についても、参画が制限されます。

#### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用以下、「不正行為等」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

##### (i) 各制度ごとの措置

- ・ 契約の解除・変更、委託費の返還

研究活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間（不正が認定された年度の翌年度から）
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

※ 不正行為等が認定された当該年度についても、参画が制限されます。

#### (5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度（※）において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成23年度に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成22年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/ichiranhyo.pdf>

#### (6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### (7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、[事業完了の年度の翌年度から5年間]適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度

の6月30日までに指定した書式により文部科学省基盤政策課【JST】に報告が必要となります。

#### (8) 繰越について (※)

年度末に発生する未使用の予算残額（契約差額、人件費超過勤務費・消耗品費・消費税相当額等の見込み差額等下記①、②、③）であっても、翌年度の研究費として有効に使用出来る場合には、繰越することが可能です。当該年度終了後（翌年度4月）にJSTへ繰越額のみを報告することにより繰越が可能となっています。

- ① 研究開発推進の過程において、目的どおり使用したが見込みがずれたもの。
- ② 研究開発推進の過程において、想定外の諸条件の影響により契約、納品検収が当年度内に完了しなかったものの、当初目的の実現を図るために引き続き実施する必要性があり、翌年度中に完了することが確実であるもの。
- ③ 研究開発推進の過程において、想定外の状況変化等により当年度中に使用できなかった研究費を、翌年度において新たな用途にあてることが研究活動の目的の実現のために有効かつ必要と認められる場合であって、概ね翌年度の第1四半期中に執行が完了する見込であるもの。

※ 例年の取扱を記載しています。平成23年度はJSTの中期計画期間最終年度にあたるため、繰越の要件及び手続きが異なる可能性があります。

#### (9) 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の方針について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

なお、「国民との科学・技術対話」については、事後評価の対象となり、研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合、プラスの評価がなされます。

## 2. 研究開発等の実施機関における研究開発費等の適切な管理・監査の体制整備等について

- 研究開発等の実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成23年10月1日までに、研究機関から

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/08122501.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm)

注意： なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成22年4月以降、別途の機会でチェックリスト又は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

### 3. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

- e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の研究開発プロジェクトに関する情報（制度名、課題名、所属機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※）に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※ 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

## 4. その他

- ライフサイエンスに関する研究開発については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究開発等の実施者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究開発については、必ず所定の手続きを行ってください。各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成21年文部科学省告示第83号）
- ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成21年文部科学省告示第84号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- 研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。
- 上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発等の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## Ⅷ. 平成23年度 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案公募Q&A

(提案者の要件)

**Q 年齢制限はありますか。**

A 特に年齢制限は設けておりませんが、実施期間を通じて国内の機関等にて研究開発を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

**Q JSTの他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。**

A 応募は可能です。ただし、JSTが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等として 研究開発プロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施する研究開発プロジェクトを1件選択していただくなどの調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

**Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。**

A 必要ありません。ただし、採択後には、JSTは研究開発または企画調査の実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費または企画調査費を使用できませんのでご注意ください。

(海外の機関での実施について)

**Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。**

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本に無く、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その研究機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

**Q 面接選考会はいつ頃行われる予定ですか。**

A 平成23年10月17日を予定しています。詳細は、<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html> でお知らせ致します。

**Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。**

A 多くの評価者の日程を調整した結果決定した日程ですので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

**Q 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。**

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(研究開発費の記載について)

**Q** 提案書に記載する「研究開発プロジェクトの規模」「研究開発費の見込み」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

**Q** プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究開発プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただしその場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。

(間接経費について)

**Q** 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択された研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査に参加する研究者等の研究環境の改善や、研究開発実施機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発実施機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)で、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等

2) 研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費 等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(採択後の異動について)

**Q** 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

**Q** J S Tと実施者が所属する機関との研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、J S Tが研究代表者の所属する機関とのみ研究契約を締結し、その代表者の所属機関と共同研究開発実施者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっておりません。研究代表者を中心に、課題に取り組む人々と研究者らが協働するチームを編成していただきますが、研究契約は、J S Tが各機関と個別に研究契約を締結します。

(その他)

**Q** 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 本プログラムは、本年度の募集が初回です。当センターが実施している他の研究開発領域及びプログラムの昨年度の状況につきましては、下記のホームページをご覧ください。

・科学技術振興機構

<http://www.jst.go.jp/pr/info/info761/index.html>

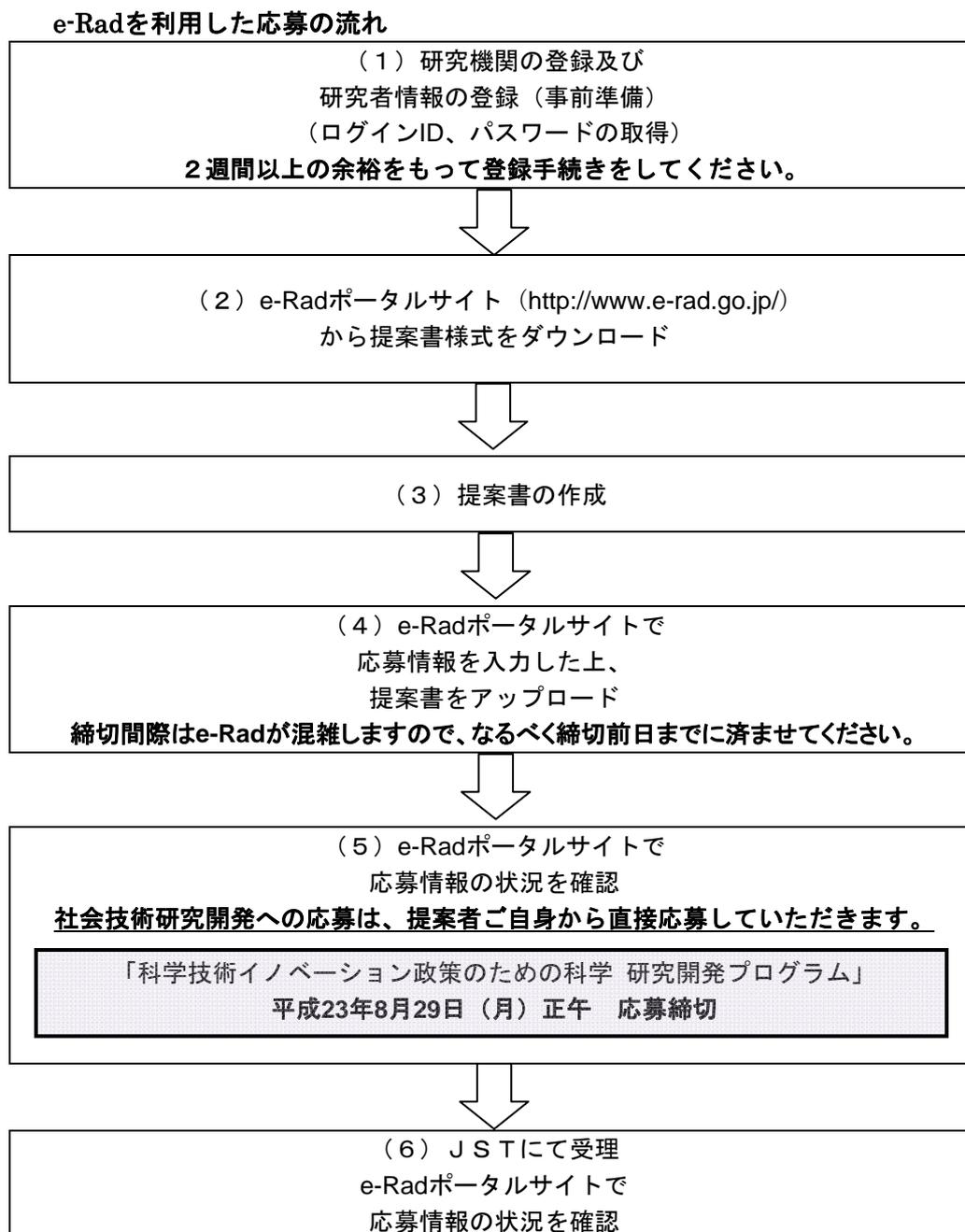
・社会技術研究開発センター提案募集

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

## IX. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

### 1. e-Radによる応募

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の提案は、e-Radにより行っていただきます。e-Radを利用した応募の流れは下図の通りです。



府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

## 2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

### (1) e-Radの利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00～翌午前2：00まで

(土・日曜日) 午後12：00～翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用が一時的に停止されることがあります。e-Radの運用が停止される場合は、e-Radポータルサイトにて予め告知されます。

### (2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。JST社会技術研究開発センター 研究開発プログラム提案募集ホームページ

(<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>) 及びe-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認した上で、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<p>制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ</p>	<p>JST社会技術研究開発センター企画運営室</p>	<p>&lt;お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします&gt; E-mail : <a href="mailto:pub-t@jst.go.jp">pub-t@jst.go.jp</a> 電話番号 : 03-5214-0132 (受付時間 : 10:00～12:00/13:00～17:00※) ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く</p>
<p>e-Radにおける研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関するお問い合わせ</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>対象者 : 研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者 ※ 研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。 電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間 : 午前 9:30～午後 5:30※ ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く</p>

## 3. 具体的な操作方法と注意事項

説明中の画面図は参考です。実際の操作画面とは異なりますので、ご注意ください。

### (1) 研究機関の登録及び研究者情報の登録 (ログインID、パスワードの取得)

#### ① 研究機関の登録

- ・ 本制度に応募する提案者が所属する機関は、応募時までには研究機関としてe-Radに登録されている必要があります。
- ・ 研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。**登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。**
- ・ なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

## ② 研究者情報の登録

- 「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本制度に応募する実施者は、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります（研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際にはe-RadのログインID、パスワードは不要です。ただし、採択時には取得していただく必要があります）。
- 機関に所属している提案者の情報は所属機関の事務担当者が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にe-Radに登録されています。科学研究費補助金制度で登録されたことがあるがe-Radを利用したことがない場合、研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

## ③ 個人情報の取扱い

- 応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

## (2) e-Radポータルサイトから提案書様式をダウンロード

- e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp>）の、利用規約を必ず確認してください。

### ① 「研究者ログイン」画面

e-Rad 研究者向けページから  
e-Rad へログインしてください。

### ② 「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。

### ③ 「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。

府省庁名	配分機関名	公募一覧
内閣府本府	内閣府	★ 応募情報入力
総務省	総務省	★ 応募情報入力
総務省	消防庁	★ 応募情報入力
総務省	消防庁消防大学校消防研究センター	★ 応募情報入力
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	★ 応募情報入力
文部科学省	文部科学省	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人物質・材料研究機構	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人防災科学技術研究所	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人科学技術振興機構	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人理化学研究所	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人海洋研究開発機構	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本原子力研究開発機構	★ 応募情報入力

### ④ 「受付中公募一覧」画面

該当する公募名（科学技術イノベーション政策のための科学）から、公募要領、申請様式を入手してください。

公募名	公募要領	申請様式			URL	機関承認の有無	応募受付開始日	機関内締切日	応募受付終了日	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)	一太郎						
科学技術イノベーション政策のための科学					独立行政法人科学技術振興機構 公募要領	無	2011年07月05日 14時00分		2011年08月29日 12時00分	★ 応募情報入力
独立行政法人石田学 研究助成「情報環境と人」領域					独立行政法人石田学 研究助成「情報環境と人」領域	無	2011年03月15日 14時00分		2011年05月10日 12時00分	★ 応募情報入力

### (3) 提案書の作成

- ・ 提案書の作成に際しては、応募されるプログラムの募集要項をよくご確認ください。
- ・ 提案書は「Word」または「PDF」にて作成してください。
- ・ e-Radにて提出いただく提案書の電子ファイルにはパスワードを設定しないでください。また、「Word」については、変更履歴を削除してください。
- ・ e-Radへ提出いただく提案書の電子ファイルの最大容量は3MBです。また、複数のファイルを提出することはできません。
- ・ 提案書に添付する画像ファイルは「PNG」「JPEG」「GIF」「BMP」のいずれかの形式としてください。上記最大容量にもご注意ください。
- ・ 機種等に依存する文字化けする可能性のある文字の利用は避けてください。利用可能な文字に関しては、e-Radポータルサイトの研究者用マニュアル1.7-2 (B)情報の入力をご参照ください。

[http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/man\\_kenkyusha\\_01-00\\_ver1.25.pdf](http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/man_kenkyusha_01-00_ver1.25.pdf)

#### (4) e-Radポータルサイトへの応募情報の入力と提案書の提出

##### ① 「受付中公募一覧」画面

応募したい公募名（科学技術イノベーション政策のための科学）の「応募情報入力」をクリックしてください。



##### ② 「応募条件」画面

画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。



##### ③ 「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面

登録されている研究者情報を確認し、「次へ進む」をクリックしてください。  
(本システムから自動送信される受理通知メールは、この画面に表示されているメールアドレス宛に送信されます。アドレスがご自分のものでない場合は、本マニュアル最終ページをご覧ください。)



「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

④ 「応募情報登録【研究共通情報の入力】」  
画面

- ・「新規継続区分」：「新規」を選択
  - ・「課題ID」：入力不要
  - ・「研究開発課題名」：  
提案書様式1の「研究開発プロジェクト  
の課題名」を入力
  - ・「研究期間」：  
(開始) 2011  
(終了予定) 2013 (2年間の場合)  
2014 (3年間の場合)
  - ・「主分野」、「副分野1~3」：  
「一覧」ボタンを押して表示されるリスト  
から該当する分野の番号を選び入力  
(4桁数字なので3桁の場合手前に0を)
  - ・「研究キーワード1~5」：  
提案書様式1の「キーワード」番号を入力  
(3桁数字なので1桁2桁の場合手前に0を)
  - ・「研究目的」：「提案書参照」と入力
  - ・「研究概要」：「提案書参照」と入力
- >> 入力後「次へ進む」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The title is '応募情報登録【研究共通情報の入力】'. Below the title, there are instructions and a list of fields to be filled. The fields include: 年度 (2011年度), 配分機関名 (独立行政法人科学技術振興機構), 制度名 (社会技術研究開発), 事業名 (科学技術イノベーション政策のための科学), 新規継続区分 (新規), 課題ID, 研究開発課題名 (\*\*\*\*\*), 研究種別 (基礎研究), 研究期間 (開始: 2011, 年度 ~ (終了予定): 2013, 年度), 主分野 (ペ(コード) 0301), 副分野1, 副分野2, 副分野3, 研究キーワード1-5 (各50文字以内), 研究目的 (提案書参照), and 研究概要 (提案書参照). At the bottom, there are buttons for 'キャンセル', '戻る', '一時保存', and '次へ進む' (highlighted with a red circle).

⑤ 「応募情報登録【研究個別情報の入力】」  
画面

所属区分、連絡先区分、連絡先住所、  
連絡先電話番号、E-mailアドレス等  
は、説明に従って入力してください。

>> 入力後「次へ進む」をクリック  
してください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface for 'Research Individual Information Input'. It includes fields for: 所属区分 (NPO, 企業, 国大, 公大, 私大, 独立, 国研, 特種, 公益, その他), 所属機関 (正式の法人名を入力してください), 所属部署 (部署名、学部学科等を入力してください), 役職 (該当がない場合は「なし」と入力してください), 連絡先区分 (研究者, その他), 連絡先郵便番号 (半角数字), 連絡先住所 (連絡先の住所を郵便局員から入力してください), 連絡先電話番号 (半角数字), and E-mailアドレス (半角英数字). At the bottom, there are buttons for 'キャンセル', '戻る', '一時保存', and '次へ進む' (highlighted with a red circle).

⑥ 「応募情報登録【応募時予算額の入力】」  
画面

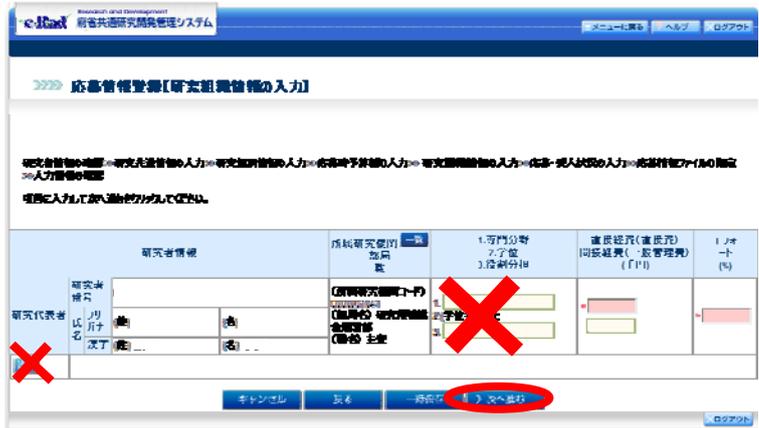
直接経費 [平成23年度]: 初年度の  
研究開発費合計 (提案書様式8より)  
を千円単位で入力してください。

>> 入力後「次へ進む」をクリックし  
てください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface for 'Budget Input'. It features a table for budget input. The table has columns for '使用内訳(千円)', '直接経費(直接費)(千円)', '初年度の研究費', '平成21年度', and '合計'. The '直接経費(直接費)(千円)' row is highlighted. At the bottom, there are buttons for 'キャンセル', '戻る', '一時保存', and '次へ進む' (highlighted with a red circle).

⑦ 「応募情報登録【研究組織情報の入力】」画面

- ・「直接経費」：  
実施期間を通しての研究開発費総額を千円単位で入力してください。  
(間接経費の入力は不要です)
- ・「エフォート」：  
 研究者の年間の全仕事時間（研究、教育、医療活動等を含む）を100%とした場合、当該研究開発に必要となる時間の配分率（%）を入力してください。  
 (提案書様式5、の「エフォート」を入力してください。)
- ・「1. 専門分野」及び「3. 役割分担」：  
 入力不要です。



>> 入力後「次へ進む」をクリックしてください。(「追加」ボタンはクリックしないでください。)

⑧ 「応募情報登録【応募・受入状況の入力】」画面

- ・採択状況の入力は不要です。
- ・研究代表者の他の応募1の入力欄が表示されている場合は、「削除」ボタンをクリックしてください。



>> 「次へ進む」をクリックしてください。

⑨ 「応募情報登録【応募情報ファイルの指定】」画面

作成した提案書ファイルを選択してください。

>> 「次へ進む」をクリックしてください。



⑩ 「応募情報登録【入力情報の確認】」画面

入力した情報を確認して間違いがなければ「OK」をクリックしてください。

Research and Development  
e-Rad 府省共通研究開発管理システム

メニューに戻る ヘルプ ログアウト

>>>> 応募情報登録【入力情報の確認】

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認

プレビュー画面

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認

【応募基本情報(研究共通情報)】

年度	2011年度	
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構	
制度名	社会技術研究開発	
事業名	科学技術イノベーション政策のための科学	
新規継続区分	新規	
課題ID		
研究開発課題名	*****	
研究種別	基礎研究	
研究期間	〈開始〉2011年度～〈終了予定〉2013年度	
主分野	〈コード〉0301	〈名〉〇〇〇〇
副分野1	〈コード〉	〈名〉
副分野2	〈コード〉	〈名〉
副分野3	〈コード〉	〈名〉
研究キーワード1	〈コード〉035	〈名〉〇〇〇〇
研究キーワード2	〈コード〉224	〈名〉〇〇〇〇
研究キーワード3	〈コード〉225	〈名〉〇〇〇〇
研究キーワード4	〈コード〉	〈名〉
研究キーワード5	〈コード〉	〈名〉
研究目的	提案書参照	
研究概要	提案書参照	

【応募基本情報(研究個別情報)】

所属区分	独法
所属機関	****
所属部署	****
役職	****
連絡先区分	勤務先
連絡先郵便番号(半角)	****
連絡先住所	****
連絡先電話番号(半角)	****
E-mailアドレス(半角)	*****

【応募基本情報(応募時予算額)】

使用内訳(千円)	直接経費(直接費)(千円)	直接経費 小計	平成23年度	合計
			研究経費(千円)	10,000

【研究組織情報】

	研究者氏名	所属研究機関 所属部署 職名	専門分野 学位 役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフォート(%)
研究代表者	〈研究者番号〉12345678 (フリガナ)ケンキュウ シロウ (漢字) 研究 二郎	〈所属研究機関コード〉900000100 1 (所属部署名) その他 (職名) その他	〈専門分野〉 (学位) その他 (役割分担)	10,000	40
合計				10,000 0	

【応募・受入状況】

助成の有無	配分機関	事業	課題	研究開発課題名	研究期間	予算額(千円)	エフォート(%)

【応募情報ファイル】

添付ファイル	提案書ファイル.doc
--------	-------------

「OK」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

キャンセル 戻る 一時保存 **OK**

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した情報と提案書ファイルが結合され、自動的にPDFファイルに変換されます。

提案書ファイルが結合されない場合がありますので、必ず次画面でPDFファイルをダウンロードし、内容を確認してください。

## ⑪ 「応募情報登録確認」画面

- 「ダウンロード」ボタンをクリックして、PDFファイルを確認してください。  
(パスワードは「ログイン情報通知書」のPDFパスワード(ログインIDと同じ)を入力してください。) 図が正しく表示されているか、文字化けがないか等必ず確認してください。
- 応募情報に不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。  
この操作を行うと応募情報はJSTへ提出されたこととなります。JSTへ提出した時点で応募情報は修正することができません。また、JSTへ提出した時点で所属機関の事務担当者も閲覧することができます。社会技術研究開発への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。  
所属機関の事務担当者の方は機関内締切日を設定しないようにご注意ください。

## (5) e-Radにログインし、応募情報の状況を確認

応募情報の状況が「配分機関受付中」であることを確認してください。

(応募締切日時)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」  
平成23年8月29日(月)正午 応募締切

## 「受付状況一覧」画面

応募情報の状況が「配分機関受付中」であることを確認してください。  
応募締切日時までに応募状況が「配分機関受付中」とならない提案書は無効となります。

配分機関名	公募名	研究開発課題名	更新日	応募基本情報		応募状況		
				確認	詳細	状態	一覧	処理
独立行政法人科学技術振興機構	科学技術イノベーション政策のための科学	●●●●●●	2010年08月20日	ダウンロード	詳細	配分機関受付中		

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

(6) JSTにて受理、e-Radにログインし、応募情報の状況を確認

- ・ JSTによる提案書の受理作業は応募締切日の3営業日後までに行います
- ・ 応募締切日の4営業日後以降、e-Radの「受付状況一覧画面」の応募状況が「配分機関処理中」になっていることを必ず確認してください。
- ・ JSTから文書またはメールでの受理通知は行いません。

「受付状況一覧」画面

応募締切日の4営業日後以降応募情報の状況が「配分機関受付中」から「配分機関処理中」になっていることを確認してください。

配分機関名	公募名	研究開発課題名	更新日	応募基本情報		応募状況		
				確認	詳細	状態	一覧	処理
独立行政法人科学技術振興機構	科学技術イノベーション政策のための科学	●●●●●●	2010年09月03日		<a href="#">詳細</a>	配分機関処理中		

(補足) 「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面に表示されるメールアドレスの修正

- ・ 「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面に表示されているアドレスは、研究者の【申請時連絡先】としてe-Radに登録されているものです。提案書に修正依頼がかかった時や、提案の受付状況が変更された時、システムから自動配信されるメールはこのアドレス宛に送信されます。
- ・ このアドレスをご自分のものに修正する必要がある場合は、所属機関の事務担当者にご連絡してください。研究機関に所属していない研究者の場合は、ヘルプデスク（2. 利用可能時間帯、問い合わせ先 参照）にご連絡してください

## X. 研究開発プロジェクト提案書の記入要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いします。

- ※ 様式1～9について、もれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

研究開発プロジェクト提案書の記入要領

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」  
(H23 研究開発プロジェクト\_様式 1)

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）  
研究開発プロジェクト提案書

研究開発 プロジェクト名 (25 字程度以内)			
応募研究開発 プログラム	科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム		
フリガナ 研究代表者氏名		生年月日 (西暦)	19 年 月 日 ( 歳) (2011 年 4 月 1 日現在)
所属機関	フリガナ 所在地	〒	
	機関名 所属部署名	Tel:	Fax: E-mail:
		役職名	
研究者番号			
連絡先	<p>所属機関 ・ その他 (通常連絡を受ける場所を○で囲んでください。)</p> <p>その他の場合には、その連絡先を記入してください。</p> <p>〒 住所 Tel: Fax: E-mail:</p> <p>緊急の連絡をする場合もありますので、差し支えなければご記入ください。 自宅 Tel: 携帯 Tel:</p>		
研究開発 プロジェクトの 規模	研究開発期間 ____年間 総研究開発費 ____百万円		

3 年までの範囲で記載してください。

提案内容に関する キーワード	<p>研究開発プロジェクトを理解する上で有効なものについて、別添 5 のキーワード表から最も近いと思われるもの 5 つまで選び、“番号”と“キーワード”をご記入ください。キーワード表に該当するものがない場合は、頭に“*”をつけ、独自にキーワードを記入してください。</p> <p>(記入例) No.027 バイオテクノロジー No.052 可視化 No.093 政策研究 * ○○○○</p>
分野	<p>研究開発プロジェクトの分類される研究分野について、別添 6 の研究分野表から最も近いと思われるものについて、主分野は 1 個、副分野は 1～3 個以内を選び、“番号”と“研究区分”をご記入ください。</p> <p>(記入例) 主分野 No.0900 人文・社会 副分野 No.0102 医学・医療</p>

(様式 1)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 研究開発プロジェクト概要

### 1. 研究開発プロジェクト名 (25字程度以内)

どのような研究開発を行うプロジェクトなのかがわかるように、具体的かつ平易な表現を用いてください。  
副題は付けないでください

### 2. 応募研究開発プログラム

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」

### 3. 研究代表者氏名

### 4. 所属機関・役職

### 5. カテゴリーの選択 (複数選択可)

「Ⅲ. 研究開発プログラムの概要 2-4. 研究開発カテゴリーの例示と取り組みの要素」(8~9ページ)のカテゴリーのうち、最も該当するものに◎を、関連すると思われるものに○印記入してください。

- ( ) 戦略的な政策形成フレームワークの設計と実装
- ( ) 研究開発投資の社会経済的影響の測定と可視化
- ( ) 科学技術イノベーションの推進システムの構築
- ( ) 政策形成における社会との対話の設計と実装

(様式 2)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 6. 研究開発プロジェクト概要

※選考にあたっての主な基準（13ページ）を考慮して、以下の項目について、A4用紙 1枚以内で記述してください。様式3を要約し簡潔かつ明確にご記入ください。

(1) 課題に取り組む必要性（背景となる社会の問題、政策上の課題等）

(2) 研究開発プロジェクトの主な実施項目・特徴（新規なアプローチ等）

(3) 創出しようとする成果

① 研究開発プロジェクトの実施期間内で創出しようとする成果

② 想定される成果実装の道筋・担い手

(様式 2)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 研究開発プロジェクトの構想

〔 評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図や表も用いてください。 〕

### I. 課題の把握と創出しようとする成果

〔 I-1.~I-7.まででA4用紙 9枚程度 (以下) を目安とします。 〕

#### I-1. 課題に取り組む必要性 (背景となる社会の問題、政策上の課題等)

〔 本構想の対象となる、背景となる社会の問題やボトルネック、科学技術イノベーション政策上の課題等を、客観的な根拠に基づいて提示し、提案するプロジェクトの必要性を記載してください。 〕

#### I-2. 研究開発プロジェクトが創出しようとする成果

〔 研究開発期間内に、このプロジェクトによって創出しようとする成果について、具体的に記載してください。 〕

#### I-3. 想定される成果実装の道筋・担い手

〔 研究開発期間終了後、成果が実装される道筋や想定される担い手について、時間経過も含めて具体的に記載してください。 〕

#### I-4. 客観的な根拠に基づく合理的な政策形成プロセスの実現に向けて、研究開発プロジェクトの成果が果たす役割

〔 プロジェクトの成果等が科学技術イノベーション政策形成に与えるインパクトを、想定される波及効果を含めて記載してください (政策形成プロセスの何がどのように変わるのか。また、さらには、効果的な科学技術イノベーションの展開にどのようにつながるのか、等) 〕

#### I-5. 創出される成果の一般性・発展性

〔 創出される成果の一般化の可能性や、他の政策での活用可能性、具体的な社会の問題の解決可能性等、プロジェクトの成果等が持ち得る発展性がある場合には記載してください 〕

#### I-6. 類似の研究開発や取り組みとの協力、補完、相違

〔 関連する国内外の研究開発や類似の取り組みの動向を整理し、本構想との関連 (協力、補完、相違等) 及び本構想の新規性、斬新性について記載してください。 〕

#### I-7. コミュニティの拡大や人材育成に対して果たしうる役割

〔 プロジェクトが、コミュニティの拡大やネットワーク構築に果たし得る役割があればお書きください。また、研究開発の提案にあたって人材育成の観点で考慮している点があればお書きください。 〕

(様式 3)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## II. 研究開発プロジェクトの具体的な内容と計画

### II-1. 研究開発の実施方法

研究開発の実施項目・方法がわかるように、どのような方法で、何をするのかを具体的に記載してください。

### II-2. 実施内容の特徴

実施内容や研究開発アプローチにおける特徴や新規性を記載してください。

### II-3. 研究開発のスケジュール

研究開発の主なスケジュールを記載してください。項目は内容に従って適宜設定してください。記入例として最長の研究開発期間を例示しています。内容に応じて編集してください。

項目	平成 23 年度 (5 ヶ月)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (7 ヶ月)
〇〇特性の解析	←→			
〇〇モデルの構築	←→	→		
データの取得・解析		←→	←→	→
法制度的検討		←→		
〇〇手法の開発		←→	→	
		←→	←→	→
評価実施と効果検証			←→	←→

### II-4. 研究開発プロジェクトの準備状況・実行可能性

提案する研究開発プロジェクトが実行可能であることを、以下の項目について根拠を明らかにして記載してください。

- ・研究開発遂行力
- ・関連する研究実績、予備的な知見やデータ
- ・研究開発への協力者の確保
- ・想定される障害とそれに対する解決策
- ・特記事項

(様式 3)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 研究開発実施体制 1

### 1. 実施体制図

- ・ 研究開発実施体制については、採択後に見直しをお願いすることがあります。
- ・ 研究開発チームの構成が簡単に分かるように、研究開発の項目（グループ）を単位として **A4用紙2枚程度** に図示してください。研究開発実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ・ 様式は問いませんが、役割、協働・分担関係等をわかりやすく示してください。
- ・ 各グループの分担する研究開発の項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記入してください。
- ・ 研究代表者がグループのリーダーを兼ねても結構です。

### 2. 研究開発体制の特徴

多様な分野や立場からの参画や実質的な協働を確保する枠組みの構築など、研究開発体制に関連する特徴、新規性を記載してください。

### 3. 成果実装の担い手（政策担当者等）との協働の可能性

成果実装の担い手（政策担当者等）との協働の可能性、時期等を記載してください（プロジェクト実施期間中に限りません）。

(様式 4)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 研究開発実施体制 2

### (グループごとの研究開発実施者と実施項目の概要)

- ・ 参加者は複数のグループに所属することができます。
- ・ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記入してください（エフォート：年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究開発の実施に必要となる時間の配分率（%））。
- ・ 研究開発実施者のうち、提案時に氏名が確定していない研究開発実施者の場合は、「研究員A」「アルバイト〇名」といった記述でも結構です。
- ・ 研究開発実施者の行は必要に応じて追加してください。

#### 1. 研究代表者及びその率いるグループ

##### (1) 研究開発実施者

氏名	所属	役職等	エフォート	実施項目
研究代表者 〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	教授	〇〇%	統括／〇〇の方法論の構築、評価
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	准教授		〇〇の技術面での評価
研究員 A				

##### (2) 研究開発実施項目及び概要

- ・ 当該グループが担当する研究開発の概要を記載してください。
- ・ プロジェクトの実施において、既に了解を得た協力者がいる場合には、「研究開発への協力者」として記載してください（下記の記載例参照）。

##### ① 研究開発実施項目

##### ② 概要

<記載例>

##### 研究開発への協力者

氏名	所属 役職	協力内容
〇〇 〇〇	〇〇大学 〇〇学部 教授	〇〇に関する助言、協力
〇〇 〇〇	〇〇会社 〇〇部長	データ提供

(様式 5)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 2. ●●●グループ

- ・研究開発の項目ごとのグループで記載してください。
- ・複数グループで実施する場合は、このフォーマットを適宜増やしてください。

### (1) 研究開発実施者

氏名	所属	役職等	エフォート	実施項目
リーダー 〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	教授	〇〇%	統括／〇〇の方法論の構築、評価
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	准教授		〇〇の技術面での評価
研究員 A				

### (2) 研究開発実施項目及び概要

- ・当該グループが担当する研究開発の概要を記載してください。
- ・プロジェクトの実施において、既に了解を得た協力者がいる場合には、「研究開発への協力者」として記載してください（下記の記載例参照）。

#### ① 研究開発実施項目

#### ② 概要

<記載例>

#### 研究開発への協力者

氏名	所属 役職	協力内容
〇〇 〇〇	〇〇大学 〇〇学部 教授	〇〇に関する助言、協力
〇〇 〇〇	〇〇会社 〇〇部長	データ提供

(様式 5)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 関連する取り組みリスト（研究代表者）

（研究代表者氏名：〇〇 〇〇）

### —研究代表者の経歴—

〔 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について、簡単に記載してください。 〕

### —主要な実績—

近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。提案者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に\*印を付けてください。

#### <取り組みの成果の場合>

（実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等をお書きください。）

例. 〇〇に関する公的政策の審議会等に参画し、現実の政策形成に寄与、貢献した。（平成〇年〇月～〇月）

例. 〇〇に関する政策研究プロジェクトを主導し、定期的に会を開催、結果を政策提言として取りまとめた。（平成〇年〇月～〇月）

例. 〇〇市との協働の下、〇〇〇に関するコンセンサス会議を企画し、開催した。

（平成〇年〇月～〇月、〇〇県〇〇地域 計〇回）

結果として、~~~~~の制度見直しにつながった。

#### <著書・学術論文等の成果の場合>

（著者（著者は全て記入してください。）、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年）

## 関連する取り組みリスト（グループリーダー）

〔 1人につき A4 用紙 1 枚以内としてください。 〕

（グループリーダー氏名：〇〇 〇〇）

—グループリーダーの経歴—

〔 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について、簡単に記載してください。 〕

### —主要な実績—

近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの 5 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。提案者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に\*印を付けてください。

<取り組みの成果の場合>

（実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等をお書きください。）

例. 〇〇に関する公的政策の審議会等に参画し、現実の政策形成に寄与、貢献した。（平成〇年〇月～〇月）

例. 〇〇に関する政策研究プロジェクトを主導し、定期的に会を開催、結果を政策提言として取りまとめた。（平成〇年〇月～〇月）

例. 〇〇市との協働の下、〇〇〇に関するコンセンサス会議を企画し、開催した。

（平成〇年〇月～〇月、〇〇県〇〇地域 計〇回）

結果として、~~~~~の制度見直しにつながった。

<著書・学術論文等の成果の場合>

（著者（著者は全て記入してください。）、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年）

（様式 7）

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

## 研究開発費の見込み

- ・ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入してください。
- ・ 面接選考まで残った場合は、機関毎のもの等、さらに詳細な研究開発費の計画を提出していただきます。
- ・ 採択された場合、記載された「研究開発費の見込み」どおりの研究開発費が配分されるとは限りません。
- ・ 研究開発費の費目と用途は以下の通りです（19 ページも参照）。
  - 設備費：設備を購入するための経費
  - 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費
  - 旅費：研究代表者や研究参加者の旅費
  - 人件費・謝金：研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金  
(研究員等の数)：新たに雇用する予定の研究員、アルバイトの人数
  - その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等）
- ・ 記入例として最長の研究開発期間を例示しています。提案の内容に応じて編集してください。
- ・ 「主な用途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

(記入例)

### ○費目別の研究開発費の見込み（チーム全体）

	1年度 (H23.11～H24.3)	2年度 (H24.4～H25.3)	3年度 (H25.4～H26.3)	最終年度 (H26.4～H26.10)	合計 (千円)
設備備品費	450	550	0	0	1,000
主な用途	解析用ソフト				
消耗品費	500	2,000	1,500	700	4,700
主な用途	シンポジウム用備品				
旅費	250	1,250	1,200	1,500	4,200
主な用途	有識者に対するヒアリング				
人件費・謝金 (研究員等の数)	4,000 (1)	9,000 (1)	9,000 (1)	5,000 (1)	27,000
主な用途	研究員、○○に関する専門家の招聘				
その他	100	500	1,000	800	2,400
主な用途	シンポジウム開催				
合計（千円）	5,300	13,500	12,700	8,000	15,200

(様式 8)

○特記事項

費目間の比率は最適なものをお考えください。但し、特定の費目が研究開発費総額の50%を超える場合は、その理由をお書きください。

## 他制度での助成等の有無

- 研究代表者及びグループリーダーが、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割等を記入してください。
- 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

(記入例)

研究代表者 (提案者) 氏名 : ○○ ○○

制度名 <sup>1)</sup>	課題名	期間	①研究費 <sup>2)</sup> (期間全体) ② " (H22年度) ③ " (H23年度)	役割 <sup>3)</sup> (代表/ 分担)	エフォート (%) <sup>4)</sup>
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○ ○○○	H20 － H23	①10,000 千円 ②2,500 千円 ③2,000 千円	代表	10
(申請中)○○財団助 成金事業	○○○○○○○○ ○○○	H23	①1,000 千円 ②0 千円 ③1,000 千円	分担	5
5)					

- 現在受けている、または採択が決定している助成等について、研究費 (期間全体) が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください (「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。
- 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 「役割」は、代表または分担等を記載してください。
- 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率 (%) を記載してください。
- 必要に応じて行を増減してください。

(様式 9)

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」  
(H23 研究開発プロジェクト\_様式 9)

(記入例)

グループリーダー氏名：○○ ○○

制度名 <sup>1)</sup>	課題名	期間	①研究費 <sup>2)</sup> (期間全体) ② 〃 (H22 年度) ③ 〃 (H23 年度)	役割 <sup>3)</sup> (代表/ 分担)	エフォート (%) <sup>4)</sup>
○○財団公募事業	○○○○○○○○○○ ○○○	H21 － H24	①4,000 千円 ②1,000 千円 ③1,000 千円	分担	10

グループリーダー氏名：○○ ○○

制度名 <sup>1)</sup>	課題名	期間	①研究費 <sup>2)</sup> (期間全体) ② 〃 (H22 年度) ③ 〃 (H23 年度)	役割 <sup>3)</sup> (代表/ 分担)	エフォート (%) <sup>4)</sup>
科学研究費補助金 萌芽研究	○○○○○○○○○○ ○○○	H21 － H23	①3,000 千円 ②1,200 千円 ③1,000 千円	代表	10

(様式 9)

## 特記事項

応募した理由、研究開発に際してのご希望、ご事情その他、評価者に伝えたい内容等について、自由に記入してください。

- 
- ・ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。
  - ・ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。

「科学技術イノベーション政策のための科学」の方針

(平成23年6月3日 文部科学省 通知)

1. 事業の趣旨

- ① 客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に中長期的に寄与するため、新たな解析手法やモデル分析、データ体系化ツール、指標等の開発のための研究開発を推進する。
- ② 幅広い分野と関連する学際的分野で、関与する研究者の層を広げていくために、大学等における関連分野の研究者層を対象に公募によって研究開発を推進する。あわせて、その活動状況を社会へ広く発信し対話の場を作り、コミュニティ・ネットワークを拡大させる。
- ③ 文部科学省が推進する「科学技術イノベーション政策のための科学」事業全体の目的を踏まえ、政策立案への活用を視野に入れ、研究成果に基づく問題提起や政策提言を成果として重視する。
- ④ 研究開発プログラムの設定、個別テーマの選定に当たっては、科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会の示す基本方針の下に文部科学省が推進する「科学技術イノベーション政策のための科学」事業全体の推進の観点を重視し、他の個別プログラムとの連携・協働にも配慮する。また、東日本大震災の科学技術に対する影響、今後の対応に関連する科学技術イノベーション政策上の課題についても配慮する。

2. 推進体制

- ① 国内の大学、研究機関、公益法人、NPO、民間企業、行政機関等、組織として事業主体からの研究委託が可能な主体が研究開発を実施する。
- ② 成果の政策形成における活用の促進のため、研究開発の適切な段階で政策担当者と協働する。

3. 本事業で取り組むべき研究領域

以下にまとめる研究領域は、文部科学省の推進する「科学技術イノベーション政策のための科学」事業全体で取り組むべきものである。本事業では、全ての領域を範囲におきつつ、その中でも「中長期に政策形成に寄与する手法・指標等の研究開発」を主な対象とする。

## (1) 研究領域の設定について

文部科学省の推進する「科学技術イノベーション政策のための科学」事業全体を通じて行われる研究は、科学技術イノベーション政策において、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実現に資することを目指すものである。

その中には、科学技術とイノベーションの関係やプロセス、政策の社会・経済への影響等を分析する手法や、その成果を政策形成に適用する手法・社会との合意形成の方法等といった幅広い研究課題が含まれる。

さらに、ここで実施される研究は、科学技術イノベーション政策における様々な政策目標及び政策ニーズを踏まえたものである必要がある。また、既存の政策目標や政策ニーズだけでなく、将来の科学技術イノベーション政策における政策目標や政策ニーズを発見・抽出し、その成果を政策形成に反映させるような研究も対象となる。

このような考え方のもと、科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会等によるこれまでの検討結果を踏まえ、「科学技術イノベーション政策のための科学」事業全体を通じて、以下の4つの研究領域の研究を推進する。

領域Ⅰ：科学技術イノベーション政策における戦略的な政策形成フレームワークの設計と実装

領域Ⅱ：研究開発投資の社会経済的影響の測定と可視化

領域Ⅲ：科学技術イノベーションの推進システムの構築

領域Ⅳ：科学技術イノベーション政策における政策形成における社会との対話の設計と実装

## (2) 各研究領域の説明

### ○領域Ⅰ：戦略的な政策形成フレームワークの設計と実装

本領域には、科学技術イノベーション政策全体の戦略性を高めるための政策形成過程に関連する研究開発（フレームワーク・仕組みの設計、方法論の開発等）が含まれる。政策形成プロセスを進化させるためには、政策の概念化・構造化を行うとともに、社会的課題を抽出・設定し、戦略の立案、戦略の事前・事後評価、見直し、その後の戦略形成への反映など、現実の政策形成過程においてPDCAサイクルを機能させる仕組みの設計とそのための方法論の開発が必要となる。

本領域に対応する主な政策目標としては、目指すべき国の姿（政策の大目標）の提示、科学技術イノベーション政策で取り組むべき重要課題の設定、実効性のある科学技術イノベーション政策の推進体制の構築等が挙げられる。

### ○領域Ⅱ：研究開発投資の社会経済的影響の測定と可視化

本領域には、政府の研究開発投資が社会・経済へ及ぼす影響を把握することを目的とする研究開発が含まれる。不確実性の高さや長期的視野の必要性から、科学技術イ

ノベーション政策の効果・影響を評価することは非常に困難である一方、政府の科学技術イノベーションへの投資に対する説明責任がますます求められている。そのようなニーズに対応するため、科学技術とイノベーションの関係やそのプロセス、特に政策との関係を包括的に理解し、できる限り定量的に経済・社会への影響を把握するための努力を続ける必要がある。

本領域に対応する主な政策目標としては、研究開発投資の目標の明確化、重要課題への対応と基礎研究の抜本的強化、政策のPDCAサイクルの実効性の確保等が挙げられる。

#### ○領域 III：科学技術イノベーションの推進システムの構築

本領域の研究開発は、科学技術イノベーション政策を推進するシステム（制度・体制等）のあり方と推進システムの科学技術イノベーション過程への影響の把握を目的とするものである。推進システムには、人的資源のマネジメント（人材の需給構造等）、研究インフラのマネジメント（施設・設備、研究資源、知財等）、研究組織・ネットワーク（産学連携等）、研究開発プロジェクトのマネジメント等、領域 II における資金配分などの資金に関するマネジメント以外のものをすべて対象として含む。

本領域に対応する主な政策目標としては、科学技術人材の育成、科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革、国際水準の研究環境及び基盤の形成等が挙げられる。

#### ○領域 IV：政策形成における社会との対話の設計と実装

本領域の研究開発は、科学技術イノベーション政策に関連して、政策形成において社会の参画を促進するための仕組みの設計・方法論の開発と、実際の政策形成プロセスにおける活用を目的とするものである。科学技術が社会・経済に広く浸透している現在、社会との対話を通じた課題抽出、合意形成、政策効果の社会への説明等を適切に行うことが必要であり、そのための方法論の開発や試行にとどまらず、現実の政策形成における活用が喫緊の課題となっている。

本領域に対応する主な政策目標としては、科学技術イノベーション政策の企画立案及び推進への国民参画や、科学技術に関連する倫理的・法的・社会的課題への対応、科学技術コミュニケーション活動の促進等が挙げられる。

# 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業の全体像

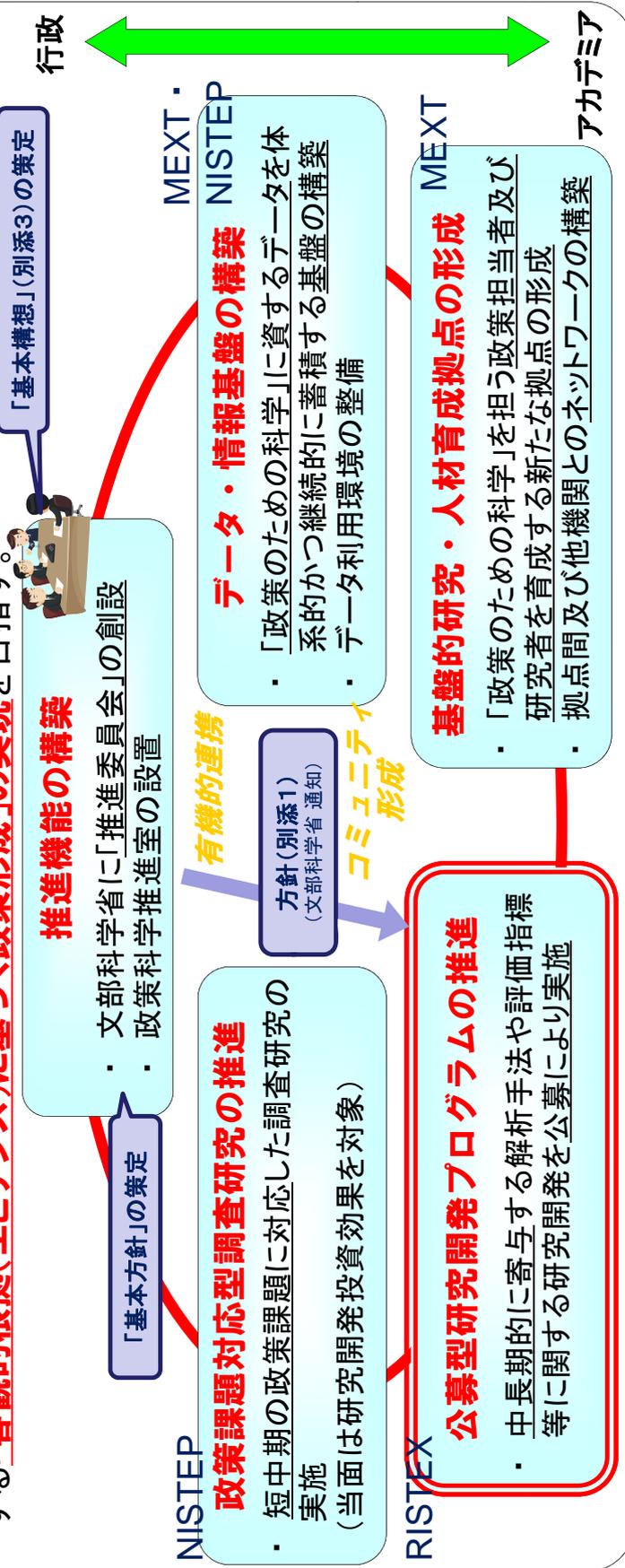
## 現状及び課題

平成23年度予算額：802百万円(新規)

- 科学技術イノベーション政策の経済・社会への影響を客観的・定量的に示すことが困難。
- 客観的根拠に基づく政策の企画立案のためのデータ基盤が不十分。
- 科学技術イノベーション政策に精通した人材の層が薄く、これらの人材のキャリアパスも不明確。

## 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業の創設

経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題対応等に向けた有効な政策を立案する「**客観的根拠(エビデンス)に基づく政策形成の実現**」を目指す。



※本図は第1回推進委員会資料を元に募集要項等に一部記載を追加しています。 MEXT:文部科学省、NISTEP:文部科学省科学技術政策研究所、RISTEX:JST社会技術研究開発センター

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基本構想  
(第1回推進委員会(5月16日)提出資料)

平成23年5月16日  
文部科学省 政策科学推進室

**1. 意義と目的**

- ① 経済・社会を取り巻く状況や構造が大きく変化している。その変化に適切に対応しながら、社会的問題を解決していくため、科学技術イノベーションへの期待が高まっている。
- ② 社会的問題の解決を目指し、限られた資源をより効率的に活用しつつ科学技術イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、社会における課題と、その解決に必要な科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析する必要がある。その上で、客観的根拠(エビデンス)に基づき、合理的なプロセスにより政策を形成することが求められている。科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業は、こうした社会の要請に応えることに、第一義の目的を置く。
- ③ 科学技術イノベーション政策においては、所期の目標の達成に不確実性が伴うことや目標の達成までに長期的な取り組みが必要なことなどから、政府研究開発投資をはじめとした政策の経済や社会への影響を客観的・定量的に把握し、政策の効果を評価することには、かなりの困難が伴う。また、科学技術の進歩とイノベーションの進展の因果関係やそのプロセスにおける政策の効果や影響についても、十分な理解が進んでいるとは言い難い。
- ④ 「未来への先行投資」である科学技術イノベーション政策に関して社会との対話を進めるためには、様々な分野からのアプローチにより、科学技術とイノベーションの関係やそのプロセスに対する理解を深め、経済・社会への影響を包括的に可視化していくことが重要である。さらには、これらの成果を踏まえ政策形成の実践の場に適用する手法を確立することにより、政策形成のあり方を改善し、政策決定における透明性を確保することで、国民への説明責任を果たす必要がある。
- ⑤ 事業により得られた客観的根拠とそれに基づく政策形成の成果(知見、手法、人材等)は、社会の共有資産として、国民の政策形成への参加の基盤となる。  
以上のような観点から、本事業の推進が強く求められている。

⑥ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、人的・物的に甚大な被害をもた

らした。自然災害に対する取り組みの強化による安全・安心な社会の実現や、エネルギーの安定供給や再生可能エネルギーの普及などに向けた政策の見直しが求められている。

- ⑦ 科学技術は、地震災害や原子力発電所の事故を未然に予知したり、防ぐことができなかったことで、国民の不安や不信を招いたという意見もある。大震災を受け、科学技術の限界を再認識するとともに、これまでの政策、活動を真摯な姿勢で振り返り検証する必要がある。一方、今後災害対応や復興・再生、社会経済の持続的成長・発展を進めるに当たり、我が国の直面する様々な問題の解決に向けた科学技術の貢献、期待される役割も極めて大きい。これまでの政策や取り組み等を真摯な姿勢で客観的に振り返り、果たすべき役割を改めて見直し、科学技術がどのように貢献しうるかについてビジョンと戦略を示していく必要がある。
- ⑧ 今回の大震災からの復興や将来の国家戦略・対応策の検討をすべき今こそ、大震災及び原子力発電所事故の影響を多面的に把握・分析し、客観的根拠に基づき政策形成を進めるための、「政策のための科学」を推進しなければならない。

## 2. 設計理念と推進の指針

客観的根拠に基づく政策形成の実現のため、本事業の推進に際して、次の設計理念を置く。

1. 科学への社会的期待の科学的な発見：客観的根拠に基づき、社会が直面する解決すべき問題を発見すること、及びその解決に向けた科学への期待を明確化することには、自然科学のみならず、人文社会科学を含む幅広い研究分野の領域を超えた融合が必要。
2. 客観的根拠に基づき効果的な政策を追求すべきこと：資源的制約のもとで、客観的根拠に基づき効果的に問題解決に向かう政策選択が必要。
3. 政策決定プロセスにおける科学的合理性の追求：政策内容が科学的根拠を必要とするばかりではなく、政策決定のプロセスもまた科学的合理性を備えたものでなければならない。政策形成の実践の場に活用できる客観的根拠に基づく複数の政策メニューが提示され、そこから科学的合理性をもった選択がなされるという政策決定のプロセスが必要。
4. 政策形成プロセスの透明性と国民への説明責任を徹底すべきこと。
5. 政府・行政の政策立案・実施主体、科学者及び市民のそれぞれが、信頼関係の構築と役割・責任の分担を果たすべきこと。
6. 政策のための科学による知見の公共性と政策決定への国民参加：本事業の成果は、社会の共有資産として蓄積されるものであり、それをもとに、

国民の選択が政策決定に反映されるべきこと。

以上の設計理念にもとづき、次の6項目の推進の指針をおく。

- ① 「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と、より客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化が不可欠であり、両者を車の両輪として推進する。
- ② 「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野の発展により、各分野の研究者が連携する「開かれた場」を構築する。これは、「政策のための科学」の科学的方法論の開発や提示等で終わるものではなく、その成果が政策形成の実践の場で活用できるものを目指す。
- ③ 「政策形成プロセス」の進化のためには、これまでの科学技術行政システム全体を見直し、政治・行政におけるすべての関係者の意識を改革し、素養を養うことが不可欠であり、この面からの取り組みもあわせて行う。
- ④ 客観的根拠に基づく政策形成の礎として、政府と研究コミュニティが、双方の信頼関係の下、それぞれの役割や責任に応じて協働する。
- ⑤ 本事業から得られる様々な成果（知識、手法等）が社会共有の資産として幅広く活用され、政策形成への国民参加のための手段として寄与するためには、成果を構造化して知識体系を確立し、国際的にも開かれることを目指す。
- ⑥ 客観的根拠に基づく政策形成の基盤として、人材育成とデータ・情報基盤の確立が重要である。政策立案に携わる人材、「科学技術イノベーション政策のための科学」の科学的基盤を開拓し研究を担う人材及び政策と研究をつなぐ人材の育成を通じて、広範なコミュニティを育成する。また、研究と政策形成プロセスの両面の基盤として必要となる体系化されたデータ・情報基盤を整備する。

### 3. 推進の基本的方向性

2. の設計理念と推進の指針に基づき本事業を推進するためには、包括的なマネジメントの下で、①政策課題に対応した調査研究、②新たな手法開発のための研究、③基盤的研究の推進や人材育成のための拠点の整備、④統計情報等のデータ・情報基盤の整備など、多様な研究・人材育成方策を体系的に組み合わせて実施することが必要となる。

本事業は、以下の内容により構成する。

## (1) 事業全体の推進

### (基本的方向性)

- ① 客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成を実現するため、文部科学省は、事業のマネジメントに積極的な役割を果たすとともに、本事業による成果を積極的に活用し、あわせて政府全体の政策形成に寄与することを目指す。
- ② 本事業は合理的な政策形成を目的とするものであり、従来の研究プログラムの推進以上に、研究コミュニティと政府・行政との連携・協働作業が本質的に不可欠であるとともに、産業界、市民といった広範な関係者とのネットワークの構築が必要である。
- ③ 同時に、本事業に参画する各主体が、信頼関係のもとで、全体の利益に相反することなく、それぞれの役割・責任分担に応じた規範に基づいて行動する。
- ④ 以下(2)に示す個別プログラムからの研究成果を、政策形成において効果的に活用するため、さらに「社会の共有資産」として十分な公開性を担保させるために、成果を集約・構造化する機能を構築する。

### (包括的なマネジメント体制の基本構造)

- ① 本事業の趣旨を踏まえ、事業全体を統括する司令塔として、推進委員会はその役割を果たすべく、組織、運営される。推進委員会においては、各委員が事業の基本構想を共有した上で、本事業を包括的にマネジメントできるよう以下の機能を持つ。
  - (ア) 事業全体の運営に係る基本方針を設定し、統括する。
  - (イ) 基盤的研究・人材育成拠点の具体的な設置方針を策定し、推進する。
  - (ウ) 事業について、政治・行政及び個別学問分野の研究コミュニティの利害から中立であるとともに、利益相反が生じないよう厳に留意する。
- ② 本事業推進の担当部署である文部科学省科学技術・学術政策局政策科学推進室は、他の政策立案担当部署と連携して政策課題の抽出を行うとともに、本事業で得られた研究成果や政策メニュー等の客観性を精査し、他の政策立案担当部署に対する成果利用の働きかけなどの調整を行う。また、成果の集約・構造化の体制について検討を行う。併せて、本事業で対象とする政策課題や研究領域に関する国内外の状況の把握、情報発信・ネットワーク構築などを行う

### (本事業が対象とする研究開発プログラムについて)

- ① 本プログラムの目標は、客観的根拠に基づく、透明性を持った合理的な政策形成の実現であり、対象とする研究開発もそれに沿ったものである必要がある。研究開発の実施アプローチとしては、政策課題対応型の調査研究として実施するもの、公募

型研究開発プログラムとして実施するもの、基盤的研究並びに人材育成拠点で実施するものなど、それぞれの目標に沿った実施内容と形態を踏まえたものでなければならない。

- ② 対象とする具体的な研究領域は推進委員会で検討し、定めるものとする。検討にあたっては、科学技術イノベーション政策における様々な政策ニーズを踏まえることが重要である。政策ニーズには、トップダウン的なもの（新成長戦略や科学技術基本計画に記載されている政策目標の達成など、事前に政策的に設定されているもの）とボトムアップ的なもの（政策担当部署において具体的政策を立案する過程で認識されるもの）があることを念頭に置く。
- ③ また、今般の大震災に関連して、これまでの政策や活動等を客観的、かつ真摯に見直すことによって、社会の問題解決に資する科学技術がどのようなべきか、どのように貢献しうるかについて、具体策を示していくという視点を踏まえた研究開発にも配慮する。

## （２）各プログラムの推進

本事業では、「政策課題対応型調査研究」及び「公募型研究開発プログラム」を実施するとともに「基盤的研究・人材育成拠点」を設置する。また、プログラムの推進全体に必要な「データ・情報基盤」の構築、整備も推進する。

### （２－１）政策課題対応型調査研究

（趣旨）

- ① 短中期における政策への活用を目指し、科学技術政策研究所が中心となって、具体的な政策課題に対応した調査研究を実施し、研究成果を体系的に整理して客観的根拠として提示する。
- ② 検討にあたり、外部の幅広い分野の研究コミュニティの参画を得ることとし、更に政策課題の設定や成果の適切な解釈のため、行政における政策立案担当部署との連携・協働を強化する。
- ③ 当面、政府の研究開発投資の経済的・社会的波及効果に関する総合的な調査研究を実施する。

（大震災対応）

- ④ 上記の他、東日本大震災の影響を多面的に把握・分析し、今後の復興に向けた科学技術の貢献・あるべき姿について調査研究を行う。推進委員会が中心となって具体的な推進方策を検討し、対応を進める。

## (2-2) 公募型研究開発プログラム

### (趣旨)

- ① 客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に中長期的に寄与するため、新たな解析手法やモデル分析、データ体系化ツール、指標等の開発のための研究開発を推進する。
- ② 幅広い分野と関連する学際的分野で、関与する研究者の層を広げていくために、大学等における関連分野の研究者層を対象に公募によって研究開発を推進する。あわせて、その活動状況を社会へ広く発信し対話の場を作り、コミュニティ・ネットワークを拡大させる。
- ③ 本事業の目的を踏まえ、政策立案への活用を視野に入れ、研究成果に基づく問題提起や政策提言を成果として重視する。このため、きめ細かいマネジメントを行う。
- ④ 科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）に公募型の新たな研究開発プログラムを設定する。
- ⑤ 研究開発プログラムの設定、個別テーマの選定に当たっては、本事業全体の推進の観点を重視し、他の個別プログラムとの連携・協働にも配慮する。また、東日本大震災の科学技術に対する影響、今後の対応に関連する科学技術イノベーション政策上の課題についても配慮する。

## (2-3) 基盤的研究・人材育成拠点

### (趣旨)

- ① 客観的根拠に基づく政策形成に携わる人材や、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる人材、政策と研究をつなぐ人材を育成するとともに、関係する基盤的研究を推進するための国際的な水準の研究・人材育成拠点を設置する。
- ② 基盤的研究や人材育成は、「科学技術イノベーション政策のための科学」という人文・社会科学と自然科学の枠を超えた新たな学際的学問分野を発展させるために、体系化されたカリキュラムによる人材育成コースの実施と、関係する研究を通じて行う。

### (構成)

- ③ 大学に加え、科学技術政策研究所、科学技術振興機構研究開発戦略センター（JST-CRDS）、行政機関等の人的資源や知見を結集し、博士及び修士の体系的なコースを設置し、カリキュラム等を構成する。また、本プログラムで養成された人材の社会におけるキャリアパスの充実等についても検討する。
- ④ 基盤的研究は、人材育成に付随した経常的な研究であり、自然科学と人文・社会科

学との連携により、新たな学問領域としての「科学技術イノベーション政策のための科学」を構築する。また、その知見を現実の政策形成の実践の場で活用することを目的とする。

- ⑤ 新たな「基盤的研究・人材育成拠点」として、主として総合的な科学技術イノベーション政策を専門とする者の育成を目的とする「総合政策研究・人材育成中核拠点（仮称）」を1拠点構築する。また、特定の専門分野を軸にしつつ科学技術イノベーション政策に関する専門的知識を併せ持つ人材の育成を目的とする「領域横断研究・人材育成拠点（仮称）」を複数拠点構築する。
- ⑥ 文部科学省は、設置する拠点に対し、本事業による支援の終了後も自立的に継続する意思があることを確認の上、永続性のある拠点形成を目指し、比較的長期（10～15年）の支援を行う。その際適切な中間的な評価を行う。
- ⑦ 「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野を発展させるため、各拠点では、人文・社会科学や自然科学の枠を超えた新たな学際的なカリキュラムを構築する。あわせて関係者によるネットワークの構築も重視する。

#### （2-4）データ・情報基盤

（趣旨）

- ① 文部科学省及び科学技術政策研究所を中心に、政策形成の実践の場と、本事業を中心とした調査分析や研究に活用されるよう、必要なデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、「政策のための科学」に資するデータ・情報基盤を構築する。
- ② 整備するデータ・情報は、統計データを含む分析対象としての一次データ（特許、論文、人材、予算等）の他、それを分析した結果の論文、提言、行政における審議会報告書、調査報告書など多岐にわたる。
- ③ 本プログラムで得られたデータを社会の共有資産である既存のデータ・情報基盤に加えるとともに、それらを体系的かつ継続的に整備・利用できる環境を構築する。科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」及び「政策形成プロセス」の進化の基盤として、議論の前提となる情報へのアクセスが容易となるようなデータベース等の構築を目指す。

（留意事項）

- ④ 関係法令や個人情報への配慮及びデータ作成に当たる研究者のインセンティブを考慮しつつも、データや成果は可能な限り公開性を持たせることを前提とする。併せて、各種データの国際比較性の向上に向けた検討を行う。
- ⑤ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のデータについて、別途検討が行われている改修との連携を図り、研究者の研究業績・略歴に関する既存データベース

と接続することにより「科学技術イノベーション政策のための科学」のための基盤的データとしての活用を進める。

(参考) 科学技術基本計画上の位置付け

第4期科学技術基本計画に向けた『諮問第11号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申』(平成22年12月)

『国は、客観的根拠(エビデンス)に基づく政策の企画立案や、その評価及び検証の結果を政策に反映するため、「科学技術イノベーション政策のための科学」を推進する。その際、自然科学の研究者はもとより、広く人文社会科学の研究者の参画を得るとともに、これらの取組を通じて、政策形成に携わる人材の養成を進める。』

## 主な用語・概念について

### 【科学技術イノベーション政策】

「科学技術政策と科学技術に関連するイノベーションのための政策」として扱う。近年、科学技術と社会との関係の深まりにともない、従来の研究開発政策に重きを置いた科学技術政策から、総合政策としての科学技術イノベーション政策へと政策が対象とする分野が広がりを見せている。「総合科学技術会議 諮問第11号『科学技術に関する基本政策について』に対する答申」（平成22年12月24日）においても、「自然科学のみならず人文科学や社会科学の視点も取り入れ、科学技術政策に加えて、関連するイノベーション政策も幅広く対象に含めて、その一体的な推進を図っていくことが不可欠であり、第4期基本計画では、これを『科学技術イノベーション政策』と位置付け、強力に展開する」とされている。

関連諸政策とのかかわりのため、科学技術イノベーション政策の外延と内包を規定することは容易ではなく、これからの研究に俟たねばならないが、科学技術イノベーション政策から見た、他の政策領域との関係を図1に例示する。

### 【対象とする政策の範囲】

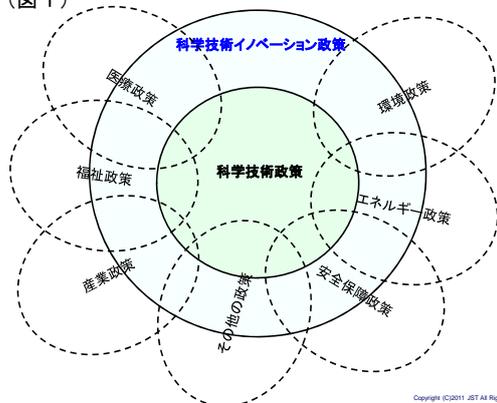
科学技術イノベーション政策の対象は、図2に示すように、包括的・横断的政策のレベルから個々の研究開発の現場を対象とするレベルまで、幅広い範囲を対象としている。各層において、たとえば資金や、人材、インフラ、ネットワークといった政策の構成要素がある。本プログラムで対象とする政策の範囲は、これらすべてを包含するものである。

### 【客観的根拠（エビデンス）】

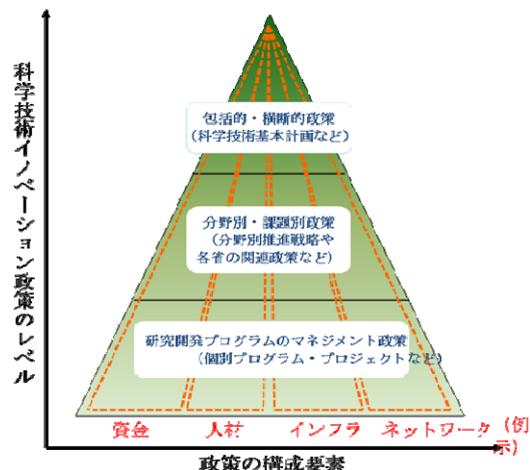
科学的根拠を持つ事実・事象、すなわち、論理体系などに基づいて客観的に観察された事実・事象であると定義する。その範囲は定量的なものだけではなく定性的なものも含む。

科学技術イノベーション政策の形成において必要なエビデンスとは、例えば、経済・社会の構造とダイナミズム、社会における顕在的・潜在的課題、科学技術への社会的期待、科学技術の現状と潜在的可能性等に関するものとなる。

(図1) 科学技術イノベーション政策と他の政策領域との関係



(図2)



※ 本資料の記載は、JST研究開発戦略センターの戦略提言「エビデンスに基づく政策形成のための『科学技術イノベーション政策の科学』の構築（2011年3月、CRDS-FY2010-SP-13）」を元に、本プログラム向けに一部表現の変更を行っています。

## キーワード表

番号	キーワード
001	遺伝子
002	ゲノム
003	蛋白質
004	糖
005	脂質
006	核酸
007	細胞・組織
008	生体分子
009	生体機能利用
010	発生・分化
011	脳・神経
012	動物
013	植物
014	微生物
015	ウイルス
016	行動学
017	進化
018	情報工学
019	プロテオーム
020	トランスレーショナルリサーチ
021	移植・再生医療
022	医療・福祉
023	再生医学
024	食品
025	農林水産物
026	組換え食品
027	バイオテクノロジー
028	認知症
029	癌
030	糖尿病
031	循環器・高血圧
032	アレルギー・ぜんそく
033	感染症
034	脳神経疾患
035	老化
036	薬剤反応性
037	バイオ関連機器
038	フォトニックネットワーク
039	先端的通信
040	有線アクセス
041	インターネット高度化
042	移動体通信
043	衛星利用ネットワーク
044	暗号・認証等
045	セキュア・ネットワーク

番号	キーワード
046	高信頼性ネットワーク
047	著作権・コンテンツ保護
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング
049	ディベンダブル・コンピューティング
050	アルゴリズム
051	モデル化
052	可視化
053	解析・評価
054	記憶方式
055	データストレージ
056	大規模ファイルシステム
057	マルチモーダルインターフェース
058	画像・文章・音声等認識
059	多言語処理
060	自動タプ付け
061	バーチャルリアリティ
062	エージェント
063	スマートセンサ情報システム
064	ソフトウェア開発効率化・安定化
065	ディレクトリ・情報検索
066	コンテンツ・アーカイブ
067	システムオンチップ
068	デバイス設計・製造プロセス
069	高密度実装
070	先端機能デバイス
071	低消費電力・高エネルギー密度
072	ディスプレイ
073	リモートセンシング
074	モニタリング(リモートセンシング以外)
075	大気現象
076	気候変動
077	水圏現象
078	土壌圏現象
079	生物圏現象
080	環境質定量化・予測
081	環境変動
082	有害化学物質
083	廃棄物処理
084	廃棄物再資源化
085	大気汚染防止・浄化
086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化
087	環境分析
088	公害防止・対策
089	生態系修復・整備
090	環境調和型農林水産

番号	キーワード
091	環境調和型都市基盤整備・建築
092	自然共生
093	政策研究
094	磁気記録
095	半導体超微細化
096	超高速情報処理
097	原子分子処理
098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
099	量子ドット
100	量子細線
101	量子井戸
102	超格子
103	分子機械
104	ナノマシン
105	トンネル現象
106	量子コンピュータ
107	DNA コンピュータ
108	スピニエレクトロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	ナノチューブ・フラレーン
111	量子閉じ込め
112	自己組織化
113	分子認識
114	少数電子素子
115	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
118	量子ビーム
119	光スイッチ
120	フォトニック結晶
121	微小共振器
122	テラヘルツ/赤外材料・素子
123	ナノコンタクト
124	超分子化学
125	MBE、エピタキシャル
126	1分子計測(SMD)
127	光ピンセット
128	(分子) モーター
129	酵素反応
130	共焦点顕微鏡
131	電子顕微鏡
132	超薄膜
133	エネルギー全般
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー

番号	キーワード
136	太陽電池
137	太陽光発電
138	風力
139	地熱
140	廃熱利用
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
143	バイオマス
144	天然ガス
145	省エネルギー
146	新エネルギー
147	エネルギー効率化
148	二酸化炭素排出削減
149	地球温暖化ガス排出削減
150	燃料電池
151	水素
152	電気自動車
153	LNG 車
154	ハイブリッド車
155	超精密計測
156	光源技術
157	精密研磨
158	プラズマ加工
159	マイクロマシン
160	精密部品加工
161	高速プロトタイピング
162	超精密金型転写
163	射出成型
164	高速組立成型
165	高速伝送回路設計
166	微細接続
167	バーチャルリアリティ
168	ヒューマンセンタード生産
169	複数企業共同生産システム
170	品質管理システム
171	低エントロピー化指向製造システム
172	地球変動予測
173	地震
174	火山
175	津波
176	土砂災害
177	集中豪雨
178	高潮
179	洪水
180	火災
181	自然災害

番号	キーワード
182	自然現象観測・予測
183	耐震
184	制震
185	免震
186	防災
187	防災ロボット
188	減災
189	復旧・復興
190	救命
191	消防
192	海上安全
193	非常時通信
194	危機管理
195	リアルタイムマネージメント
196	国土開発
197	国土整備
198	国土保全
199	広域地域
200	生活空間
201	都市整備
202	過密都市
203	水資源
204	水循環
205	流域圏
206	水管理
207	淡水製造
208	湧水
209	延命化
210	長寿命化
211	コスト削減
212	環境対応
213	建設機械
214	建設マネージメント
215	国際協力
216	国際貢献
217	地理情報システム (GIS)
218	交通事故
219	物流
220	次世代交通システム
221	高度道路交通システム (ITS)
222	走行支援道路システム (AHS)
223	交通需要マネージメント
224	バリアフリー
225	ユニバーサルデザイン
226	輸送機器
227	電子航法

番号	キーワード
228	管制
229	ロケット
230	人工衛星
231	再使用型輸送系
232	宇宙インフラ
233	宇宙環境利用
234	衛星通信・放送
235	衛星測位
236	国際宇宙ステーション (ISS)
237	地球観測
238	惑星探査
239	天文
240	宇宙科学
241	上空利用
242	海洋科学
243	海洋開発
244	海洋微生物
245	海洋探査
246	海洋利用
247	海洋保全
248	海洋資源
249	深海環境
250	海洋生態
251	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
257	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学

## 研究分野表

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	製造技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	製造技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	製造技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	製造技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	製造技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	製造技術	アセンブリープロセス
0208	情報通信	入出力 *1	0609	製造技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	製造技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	製造技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

\*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号209～211を除く。

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」募集要項